

## 第27回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年5月7日(水)午前10時から午後4時10分まで  
場 所 ウェルシティー長野「雲海」  
出席者 宮地委員長以下14名10名出席  
(大熊委員、五十嵐委員、風間委員、松岡委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から第27回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして、宮地委員長からごあいさつをお願いいたします。

宮地委員長

はい。皆さま、おはようございます。ゴールデンウィーク明けの早々で、いろいろお忙しいことはあったと思いますが、ご出席をいただきましてありがとうございます。

一言ごあいさつを申し上げますが、前回の検討委員会では4月24日でもございましたけども、県の利水支援、それから河川の流況と利水量についてご報告がございました。中にはいろいろ安心したところもありますし、がっかりしたところもあるわけでございますけども、それから角間川・駒沢川のご審議をいただき、午後からという短い時間でございましたけども、いろいろ精力的なご審議を行っていただいたわけでございます。

本日はまず県の方が流域協議会の設置を決定したようでございます。それについての内容を事務局からご報告をいただくことになっております。その後、駒沢川・角間川の審議を集中的に行ってまいりたいと思っております。特に、駒沢川は前回に流域面積についてかなりいろんな議論をいたしました。それにつきまして、県の見解も含めて本日議論を深めてまいりたいと思っております。本日は午後の5時まで時間を取ってございますので、引き続き建設的なご意見をいただきまして、有意義な委員会となりますようお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員ですが14名中8名でございます。条例の規定によりまして本委員会は成立いたしました。なお、お見えになっていない委員さんでございますが、植木委員さんからは4、50分遅れるというご連絡をいただいておりますのでお知らせいたします。

それでは議事に入りますけれども、今日の資料とすれば、資料1として流域協議会の関係の資料です。それからあと角間川と駒沢川の比較表ということで、これは前回にもお配りしてございますけれども、一応お配りしてありますので確認をお願いしたいと思います。

それでは委員長、進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい、承知いたしました。

それでは、まず本日の議事録署名人を指名をいたします。今回は石坂委員と竹内委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず先ほど申し上げました、流域協議会について治水・利水検討室の方から報告をお願いをいたします。

事務局

流域協議会の発足について事務局よりご説明いたします。

資料1になります。流域協議会については、検討委員会での答申に基づいて設置されるとして、第24回委員会で概要を報告いたしました。その時の委員の方々のご意見も参考にさせていただ

きながら、流域協議会の内容について決定しているものを報告いたします。

基本的事項といたしまして、長野県治水・利水ダム等検討委員会における調査審議を受け、治水・利水対策の実現に向け、住民と行政がともに考えていくことを目的とし、必要に応じ、「流域協議会」を設置する。「流域協議会」は参加者の「自主性」を尊重し、対策を実現するまでの「継続性」を確保するとともに、個々の流域の特性を踏まえて「柔軟性」のある運営を図る、としてあります。

活動内容としましては、県が策定する計画に関する提言の他に、流域協議会において必要と認める事項となっております。

流域協議会設置の決定については、河川ごとに推進本部で設置を決定することとし、4月の24日に設置方針等が決定されております。同じ時に、浅川と砥川については流域協議会を設置することが決まっております。建設事務所に事務局を置き、現地関係機関で構成する横断的なチームを設け、対応する。市町村の役割を検討し、個別に参画を依頼する。

設置方法としましては、参加希望型となっております。県のホームページやマスメディアを通じ、広く参加を募り、応募者全員を会員として登録することとしてあります。要件としては、地域要件のみ限定。入会・脱会は随時。行政サイドとしましては現地機関が対応し、必要に応じ本庁関係課からも参画するとなっております。

運営方法としては、座長を互選により決定する。運営方法は各流域協議会で決定していく。流域協議会での要望に備え、行政サイドでアドバイザー候補をリストアップしておく。流域協議会ごとにホームページを作成し、一般の方からの意見も掲載できるようにしておく。

浅川と砥川についての今後のスケジュールとしましては、推進本部会議において4月の24日に河川改修案が承認されたことを受けて、関係市町村長への説明、今後関係地区住民への説明会が予定されております。流域協議会としましては、今後広報・公募を行い、5月中の発足を目指していくということになります。

裏をご覧いただいでですね、これが流域協議会の進め方を大まかに表したものなんですけれども、流域協議会は計画の原案や事業計画に対する意見を出すだけではなくて、事業実施にあたっての連携も考えて、長期間続いていくものと考えております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。

この話が一番初め委員会で出た時には、いろんなご意見が出たと思っておりますが、いかがでございますか。何か。かなり応募者全員を会員として登録するっていうんだから、かなり広いものになりそうですが、どうぞ、藤原委員。

藤原委員

基本的事項の一番上のところですが、「必要に応じ」というふうに書いてあるんですね。流域協議を設置するっていうのは。それで、今までの部会報告でいくつかのところではこういうような協議会みたいなものを設けてほしいという意見はあった部会がありますが、駒沢川部会の場合にはですね、部会報告の中にこういう文言は含めてないんですよ。ですから、その場合にですね、それは地元の人たちが流域協議会を設置するということを要望するとか、何らかのかたちで行われるのでしょうか。この「必要に応じ」というのはどういう意味なのか教えていただきたい。特に部会でもってそういうことを決めていなかったんですが、今回の場合に、いろんな流域面積やなんかのことでですね、これからもやっていかなきゃならないことがあるんで、やはり駒沢川なんかの場合もこういう協議会があった方がいいと思ってるんですが、部会報告に書いておきませんでしたので、この点についてはどうなんでしょう。

宮地委員長

どうでしょうか。今のお話、「必要に応じ」、つまり必要、要するに「必要に応じ」というのは誰が判断するかっていうこともあるんでしょうか。

藤原委員  
はい。

宮地委員長  
はい。

田中治水・利水検討室長  
今、部会長さんお話の、部会報告には確かに協議会というような形、あるいは違った形でも、そういった表現はないんですけども、この委員会の中でまた議論していただく中で答申出していただくんですけども、そういった答申を見る中で、最終的には推進本部の決定、作るか作らないかの決定になろうかと思えます。ですから、またそのへんはこの委員会の中で議論していただければと思ってます。

宮地委員長  
はい、わかりました。  
他にいかがでございましょう。今の話は、藤原委員、私はそれは浅川・砥川の時にはこういうことはなかったわけです。それでもちゃんと作るわけですね。ですから、それはやっぱり今後のところはそういう必要だと思ったら答申に書き込むこともできるでしょうし、もともとこの流域協議会というのを発足した時には、もちろん今回の9河川も対象にはなるでしょうけれども、それ以外に一般的に長野県の河川についての話も含んでいると私は理解したんですがね。

藤原委員  
そうなんですか。

宮地委員長  
どうでしょう。これ9河川だけのことではないんですよ。もっと一般的に。

田中治水・利水検討室長  
当面といたしますか、15年度の予算的にお願いしてあるのは最大限9河川ということです。

宮地委員長  
なるほど、はい。

田中治水・利水検討室長  
ちょっと将来的にはまたその次の話になろうかと思えます。

宮地委員長  
そうですか。はい。  
いかがでしょうか。よろしゅうございます、藤原委員。はい、松島委員、どうぞ。

松島（貞）委員  
検討委員会で流域協議会の話が出た経過の中で、答申した対策案や県の方の推進本部で決定された治水・利水対策がきちんと実現されるように監視をという意味合いもあったというふうに思っております。その中で、しかも流域協議会の設置については、非常にそういう意味で監視も含めながら早期に実現できるようにという前向きな意味があったというふうに思っておりますが、お願いをしておきたいんですが、新たな流域協議会ができて、また再びですね、基本高水の議論がされたり、ダムのは是非が議論されるというような感じもまた起こってしまうのではないかと

う気もないではありませんので、ぜひ流域協議会の設置したその意味とか、その意義については、十分説明をしながら、議論が後ろ向きにならないような運営をしていていただきたい。自由度の高い運営なんだけれども、そういう意味で考えていくように、よく協議会の皆さんには答申の趣旨を説明して運営していていただきたいという要望をしておきたいというように思います。

宮地委員長

なるほど。ただ今のご発言、確かにそういうこと必要ですね、きっと。それでないと話が無限に発散してしまう可能性もなきにしもあらずだと私も思います。どうぞひとつこれからの運営でございませうが、そういう発言があったということもよく考えて運営をしていただきたい。私もそう思います。

その他にきっと時に応じて個々の河川の流域協議会の話になると、こういう方向は堅持してほしいとか、そういうこともあり得るかとも思いますけども、どうぞ、藤原委員。

藤原委員

浅川・砥川についてはこの流域協議会を設置するっていうことですよ。原案の作成からこの流域協議会がかかわることになってるわけですよ。この図を見ると。原案の作成について、原案を提示して流域協議会で意見を聞いて、原案を検討審議して、そして意見を求めて、原案の具体案の決定ってなってますね。ところが、今回何か今日配られた新聞を見るとね、砥川も浅川ももう原案は提示されたんですか、これ。何か河川課の方からもう既に提示するかたちになってて、今日の夕方ですか、夜ですか、提示するってなってる。そうすると、ここに書いてある原案の作成で原案を提示するのは流域協議会にして、そしてその意見を聞いて原案を作成し、具体案の決定ってなってるけど、最初からこのところは何か食い違いがあるんですか。どういうことなんでしょう。

宮地委員長

はい、どうぞ。

幹事（河川課長）

河川課長の小林正登と申します。

図の方で、今左側の方の推進本部、原案の作成、それから右の方へ原案の提示、原案の検討・審議、流域協議会の審議ってなっておりますけども、24日の推進本部の方で県の素案、原案っていうことでもって一つの案を作りまして、それを地元の皆さんたちに提示をして、その提示した内容についていろいろと中身を議論しておく。それで先ほど申し上げました、高水だとかそういうことに、松島委員さんからのお話にありました通り、高水だとか、そういう話にはまた逆戻りするようなことではなくて、浅川の場合ですと、県の方でもって一つの案、河川改修での受け持つ流量ってことでもって360をしたわけでございますけど、河川改修としてのどういう方法がいいかっていうことでもって県が原案を作りまして、地元の皆さんと協議するっていうこと。段階といたしまして、地元にしなくても、市町村長さんもいますし、流域代表っていうか、流域協議会の方もいらっしゃるし、地区のいろいろと団体とか、いろいろあるわけでございますけども、やはり県の方とすれば、首長さんにまずお話をっていうことでもってしまして、一般、住民、平場って申しますか、住民の代表でなくて、それぞれの個人の住民の方々に説明っていうことでもって、今日、浅川について流域全体の方に。それで明日、砥川の原案について下諏訪の方でもって知事がまいって説明をするっていうことで、それをたたき台としていると、その次として流域協議会といういろんな自由闊達な意見をさせていただく、そういう皆さんたちを参加していただきまして、その議論をして案を詰めていきたいっていうことでもってございますけども。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

そうするとまだ原案の作成じゃないんですか。いや、この流れを見るとね、そうなんですよね。流域協議会には原案を提示して意見を聞いて、具体案の決定になってるんですね。だからそうすると、浅川・砥川の場合は、この手続きに乗ってないんですかっていうことなんです。流域協議会、まだできてないわけでしょ。

宮地委員長

藤原委員、ちょっと伺います。

藤原委員

どうなってるんですよ。

宮地委員長

推進本部の方が原案を作成するんでしょ。

藤原委員

作成しますね。そしてこの原案をまず流域協議会に提示するってなってますね。

宮地委員長

だからそれが今度行われるわけでしょ。

藤原委員

まだ流域協議会っていうのはできてないんでしょ。

宮地委員長

だから、そうですよ。

藤原委員

そうするとここで提示されるその河川改修計画原案っていうのは、

宮地委員長

推進本部の段階だということでしょ。

藤原委員

推進本部なんです。まだそれを今度流域協議会を今度作って。

宮地委員長

そうです、そうです。

藤原委員

そしてその流域協議会の意見も聞いて、具体案の決定になるということなんです。

宮地委員長

はい。今はだからまだ推進本部の原案作成の段階にとどまっていると私は思ってるんですが。

藤原委員

そうですか、いやこれが具体案なのかなと思ったけど、そうじゃないんです。変わるって

うことですね。

宮地委員長

それでよろしい、どうぞ。

幹事（河川課長）

繰り返しになりますけども、県の方でもって原案っていうことをしまして、それを地元の皆さんっていうか、まだ協議会はできておりませんが、その前の段階といたしまして、首長さんにこの間ご説明をして、さらに協議会っていうか、そういう組織っていうか、そういうのの前の段階として今日と明日、住民の皆さんにご説明を原案について説明をして、これからそういう意見交換をする場を組織いたしまして、そこで素案の、ここにありますが、原案の検討だとか、いろいろ住民の皆さんの意見を聞く中でもって、順に修正だとか、より良いものにしていきたいっていうことでございますけども。

藤原委員

要するに、流域協議会ができて、そしてその原案提示、それから意見を聞いて具体案の決定という、そういう手続きはそのままやるわけですね。

宮地委員長

そうですね。

藤原委員

わかりました。

宮地委員長

これ見ますと、流域協議会の発足というのは早くても5月だということになっておりますので、まだできていない。

いかがでしょう、どうぞ。

高橋委員

先ほど松島委員からも出ておりましたけども、この検討委員会の答申とですね、県の方針、このへんで大きく食い違った場合はですね、この流域協議会ってというのが、先ほど出ておりますように、繰り返しになるんじゃないだろうかという気がしてるんですけどね、少なくとも、この委員会の答申をどのへんまで尊重していただけるのか。われわれとすればもう相当突っ込んでおりますので、具体的に要望も出すわけですよ。その中でこの県の方針が大きく変わったような場合は、この流域協議会ってというのは繰り返しになるんじゃないかっていう心配があるわけですけどね。そのへんの検討委員会の答申っていうものの尊重する程度っていうんでしょうか、どの程度まで県の方針はそれを受けてくれるかっていうようなことがちょっとわからないんですか。例えば砥川・浅川の場合、答申と県の方針が変わっておりますよね。

宮地委員長

具体的な内容に関してですね。

高橋委員

具体的な内容に関してはね。そのへんでこの協議会ってというのは非常に時間的にロスが出てくるんじゃないかと、そんな気がしてるんで、そのへんはどんなような扱いをしていくんでしょうか。

宮地委員長  
どうぞ。

藤原委員

今の意見と同じようなことなんですが、実はファクスでですね、これは4月30日付けのファクスですが、知事が本日2時から記者会見をして内容を発表すると。会見内容を送付しますのでいうんで、どういう内容だったのかって検討室の方へ問い合わせたら、この原案の説明会をやりますというだけの、これだけですよね、が送られてきてるわけですよ。ぼくは知事が記者会見をした会見内容を送付しますっていうんで、もう少し中身があるのかと思ったら、要するにこれだけが送られてきたと。じゃあ、どういう具体案なんですかということを知りたいらば、それは今日7時から浅川の説明会があるから、その前には検討委員会には出さないと。出すとしても次の検討委員会だと、いう話だったんですね。そうすると検討委員会を出した答申と、それから知事が説明したのと違って、さらにそれからこの改修計画、原案なるものですね、また違ってるとないうふうな感じを受けるんで、そうすると検討委員会っていうのは一応答申を出したらその後どうなっていくかということについては、もう後追い、後追いでやっていくことになるのかなというふうに思ってるんですけどね、そこらへんのところはちょっと今日具体案を示してもらえるのかと思ったら、住民の説明会の方が先で、それまでには見せられないという、出せないということだったんですね。そこらへんのところでいうと、この検討委員会とそれからその改修計画、原案ですか、というの関係はどうなってるのかなというふうに思うんですけどね。

宮地委員長

浅川・砥川の場合には、確かに検討委員会が答申したとおりではないですね。それは要するに、改修案についてのこういう方向でということももう既にあの当時発表されております。それを具体的に細かいところまでわれわれの委員会では詰めませんでしたね。ただ大きい方向としては検討委員会の考え方というのとはかく考えていただいた。それで、あと具体的にどこをどうするかというところはいろいろ違ってたと、私は思っております。それで実際に、ですから、そういう意味で今後答申する場合もですね、実際にそれを受けて県の方がどういう具体的な実施方法を示すか。それはまたいろいろある可能性は私はあると思います。そのへんについて、今ここで議論を始めますとですね、実はその話は随分戻るわけでございますけども、これは私は最後にはですね、検討委員会の全体について答申を出した段階で、6月にはわれわれ少なくとも終わるわけでございますので、その先は見届けるわけにはたぶんいかないだろうと。そういう時に、こうこうこういうことはしっかり守ってください。最低。そういうことはちゃんと申し上げる必要があるんじゃないかという感じは私は思っております。けれども、それをですね、どこまで限定付けるか。これはかなりいろんな問題があるような感じはいたします。ですから、どうでしょう。そのへん、今日の段階でそこまで、今のいろいろな疑念はあるわけでございますけど、そこまで立ち入らずに、むしろ流域協議会というのはいかようなもので、こういう方向に考えておる。そこは本日は聞いておくということではいかがでございましょうか。  
どうぞ。

高田委員

先ほど高橋委員が言われたように、特に浅川・砥川流域協議会がまたかつての部会の議論の蒸し返しになりかねないと、私はそれを心配しています。

宮地委員長  
そうですね。

高田委員

現実に、今委員長おっしゃったように、そうならないための方策として県の方に私はお願いし

ときたいことがある。それは一つは、現計画で例えば駒沢の場合のように流域面積が変わる、あるいは私が指摘したように、飽和雨量が全然違うとか、そういうはっきりした水掛け論にならないような間違い、誤りというのは、たぶん県の技術者の方はもう既にわかっておられると思うんです。一番極端な例は、例えばこれは既に説明されてるわけですが、浅川で昭和12年の降雨に対して流出計算したらばらばらな流出量が出た。それで私とか大熊さんがこの席でいくつか疑問を呈したんですが、それは解決されてない。その場合に、国土問題研究会の方が詳細なレポートを出されてます。その時の被害が下流に及ばなかったのは、非常に局部的な大雨だったと。長野气象台で測った雨だけが突出して、あとはほとんど降ってなかった。したがって、下流の方の豊野町の深刻な洪水は出なかったことはもうはっきりわかっているわけです。それは公の席では解決されてません。要するに、ああいう大雨が降ったらどうなるんだという恐怖をあおただけで、実態ではなかった。それと同じようなことがいくつもあると思うんです。先ほど言いましたように、県の技術者の方はたくさんおられるわけで、先輩のやられた仕事の内容に対して、おそらくこのへんはおかしいんじゃないかということがわかっている部分たくさんあると思うんですね。そういう点をこの協議会で原案の検討段階で必要に応じてアドバイザーより助言とありますが、これ以前に、おそらく技術的な内容に対しては、一般の参加者に比べて県の技術者の方が基本的な知識、経験、非常におありになると思うんで、そこらへんで技術的な内容に対して謙虚に当たるところ、当たらないところを言ってもらわないと、また同じようになります。

もう一つの例は、これは裾花ダムで洪水が止まったということなんですが、これは上川部会にも大きなパンフレットが出てきました。もしダムがなかったら、県庁のあたりは水浸しになるということですね。もしダムがなかったら言って、ダム造らなかった場合は河川改修当然やっってるはずなんです。ですから、ダムだけを取り上げてそういうのは間違ってる。結局、ダムで常に問題になってる堆砂の問題、要するに土砂を止めたということ。じゃあ裾花ダムというのは砂防ダムだったのかという、そういう変な話になってしまいます。そのへんのところを正確にこの検討段階、あるいは原案の作成段階でちゃんと判断して、当たってるもの、当たってないものをふるいに掛けて出してほしい。それを非常に強く私お願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。ありがとうございました。

いろいろご意見があると思いますが、いかがでしょう。はい、どうぞ。

藤原委員

もう一度確認しますけども、この流れを見ると、市町村に説明をするということと流域住民に説明、流域協議会っていうのは市町村とそれから流域住民ですよ。それでまだ流域協議会ができてないんだけど、市町村には説明してると。今日と明日で流域住民に説明するということなんです。要するに、流域協議会の先取りをしてるっていうことですか。今やっってることっていうのは。

宮地委員長

はい、どうぞ、石坂さん。

石坂委員

今の藤原委員の意見にも関連して、私たち自身も県にお願いしてきたことですが、これからの例えば浅川の洪水被害から住民を守っていく河川整備計画、河川改修や流域対策を決めていくにあたって、何ていうんですか、先ほどの流域協議会の進めでいいまでも自由な議論っていうのあるんですけど、住民が意見や提案を言える場所っていうのをかなりフランクに設けてほしいという、そういう意味の一つの流域協議会と、必ずしも協議会でなくても、こまめで丁寧な説明を計画がすべて固まってから初めて説明しますよっていうんじゃないかと、その都度、都度、かなりこまめに丁寧にやってほしいっていうことは、今年の予算議会の際にも私も質問でもお願いをし

てきましたし、必ずしも議会の正式な質問っていう場所でなくても、関係機関へのいろんな申し入れ、知事はじめ浅川改良事務所や土木部をはじめとする関係機関へお願いをしてきたことで、これからもぜひ、そういう考え方で臨んでほしいなと思っています。ですから、この協議会の考え方もそういうことで、どちらが先後っていうことではなく、推進本部で承認された素案がほぼまとまったようですので、住民の思いとすれば、とにかく一日も早く、これからいつ降るかわからない大雨に対して、できることから安全な手だてを採ってもらえるかっていうことで、例えば具体的にできる改修から手を付けてほしいとか、改修というような根本的なところまでいなくても、例えば浚渫をしてほしいとか、そういういろんな思いがあるんですね。目の前で止まっている改修に対して。そういう思いにこたえて、実際に雨が降った場合、被害が出ては困りますし、そういうことにできるだけ現実的に効果的に手を付けていただくためには、固まってから説明しますよっていうことではなく、こまめに丁寧にどんどんやってくださいと、私お願いしてきてまして、そういう意味で今回市町村へのご説明があり、今日住民への全体説明会があり、それから全体説明会だけじゃなくて、長野市でいいますと、ずっとこれからもう少し個別の各地域ごとの説明もずっと今日を皮切りにやっていただくんですけど、そういうものと同時並行に、どちらが後先っていうのはありますが、これから公募をしていただく参加希望型の流域協議会ができていって、その協議会にはもちろん自主性や情熱を持ったいろんな方が参加していただいて、県が提案されたその原案についてより良い具体案や計画づくりのために意見も言うし提案をしていくという、総合的ないろんな取り組みの一環として流域協議会があるんじゃないかと、私はとらえているんですけど。そういうふうにご考えて位置付けていただければご理解いただけるんじゃないかなっていうふうに思いますが。

#### 宮地委員長

なるほど。そうですね。今の石坂委員のご提案、まさにそうですね。私も清川の時に、清川がわりかしスムーズにいったのは、計画がまだあんまり進んでない段階だったから、これは非常におっきなお手本になるということを知事にも申し上げたんですが、確かにそういう面も多いと思います。そういう意味で、この原案作成という段階で県の方も柔軟に対応してほしいというのが石坂委員の今のご意見だと思っております。そのこともひとつよくお考えいただきたいと、今後の運営でお願いをしたいと思っております。

他にいかがでしょう。よろしゅうございましょうか。

それでは、この流域協議会、なるべく早く発足させて、柔軟に運営をしていただきたい。これは私もそう思います。

それでは、今流域協議会のご説明を承りました。

次の議事に入ってまいります。そこで、議事としては本日は駒沢川と角間川の二つが大きなテーマでございますが、適当な時間配分をして議論を進めてまいりたいと思います。

まず駒沢川流域の治水・利水対策についてのご議論から始めていただきたいと思います。思っております。

それで前回の委員会で、駒沢川で特に集水面積、流域面積について議論をいたしました。かなり委員会としては厳しい意見が出てきたわけでございますけども、それについて県の見解をひとつまとめてほしいということをお願いをいたしました。それについて県の方のお考えを承りたいと思います。どうぞお願いをいたします。

#### 幹事（河川課長）

はい。それでは私、河川課長の小林ですが、私の方から説明をさせていただきます。

流域面積を確定する際の基本的な考え方につきましては、前回26回の委員会の時に申し上げたわけでございます。議論となっています圃場整備がありますところの平たん部につきましては、駒沢川を現地調査をいたしました各委員さんから、地形的に中央を走っております自衛隊道路と交差する4カ所の交差点部分では、南の方のこう配よりも東側の方のこう配の方が大きいと。また用水路につきましても、主として東側へ流下してる等の報告があった次第でございます。それらを踏まえまして、今後、駒沢の流域面積につきましては、これまでの部会だとか委員会での審

議等を踏まえまして、流量観測などの調査を必要の期間行いまして流量を再検証する中でもって確定してまいりたいということでございます。以上でございます。

宮地委員長

今のお答えについてどうお考えでございますか。

松島（信）委員

お願いします。

宮地委員長

はい、松島委員どうぞ。

松島（信）委員

今の流量観測をするという、その流量っていうのは、どこでどのような流量を今後測っていくっていうことを意味するんでしょうか。現在も駒沢川で流量測っているわけですね。そういうことも合わせて、どのようなふうになるんでしょうか。

宮地委員長

はい、お願いいたします。

幹事（河川課長）

現在、ダム地点等で流量観測を行ってるわけでございますけども、そこでは最終的な流域面積にかかわる基準点とはなっておりませんもんですから、治水基準点ということでもって、駒沢川の下流の方でございますけども、そこで流量観測をする中でもって検証する中でもって流量観測をして、詰めていきたいということでございます。

宮地委員長

はい。それは今までやってないわけね。

どうぞ、高田委員。

高田委員

調査されるのは結構なんですけど、こういう基本高水にかかわる流量が得られるには、最低10年のデータがいると思うんです。ですから、今測っておられるというのは、それはそれで参考資料として出てくるのはいいんですが、決定的な数値を得るということは、今の段階で2、3年の流量観測では期待できない。ですから、今判断しないとイケないという点に関しては、流域面積、この前の部会でありましたように、はっきり1割ほど違うわけです。ですから、基本高水自体、非常におおまかな値ですね。ですから、もういっぺん全部やり直すんだったら、少なくとも10年以上掛けないと無理ですから間に合いません。だから当面どうするかいう、ここの流域協議会を作って議論するというのはすぐ始まるわけですから、それに対して得られるデータは期待できないと思いますね。ですから、今手持ちのデータの中で何を使えるかいうことを整理しないとイケないと思っております。

宮地委員長

私も、この委員会とはにかく6月いっぱい、何回も申しますけどね。そういうことです。それに対して、この委員会の寿命をはるかに超えたようなことまで掛かった答えっていうのは、大変私ちょっと困っておるんですけどね。

植木委員、どうぞ。

植木委員

遅くなって申し訳ございません。

前回の話し合いではですね、実際に委員が現地踏査をして、調査をしてですね、あるデータが出されたということによって、果たしてこれが県としては認めてくれるのかどうかと。そのへんはまずどうなのかっていうことでお聞きしたいと思うんですね。それによって県側は検討してみますと。早いうちに、例えば松島委員さんから出されたようなデータがですね、より正確なのか、県が今まで出した流域面積が間違えだったのかっていうことをですね、早急に結論を出したいという話だったように私はまず思っているんですが、そのへんのご回答っていうのは今回出されないのでしょうか。

宮地委員長

お願いいたします。

幹事（河川課長）

今委員さんのお話の件でございますけども、いろいろと地形的な評価と水路の評価っていうことがあるかと思うんですけど、前回も申し上げましたとおり、われわれは地形的な等高線での評価。水路の評価には確率的なもの、ごみだとか、この間流木とかお話ありましたけども、現地立ち合いした時も草だとかビニールだとか、なんかそういうのがあり、あふれたりすることもある。そういったここですぐ数字をどのくらいという断定的な数字を申し上げるまでには非常に難しいっていうことなんです。水路はずっと真ん中を通して、水路の取水路なんですけども、途中でマスがありまして、その横、南の方、駒沢の方へ行く分水っていうか、それも2カ所ほどありまして、通常はあんまり使ってないように見えるんですけども、やっぱり地元の方に聞きますと、ごみが突っ掛かった時はこっちの方へも行く時もあるというお話がありましたので、そこらの評価が非常に難しいっていうことで、ここで何割でどのくらいの数字をっていうふうには、そんなもんですから、やっぱり最終的にその面積のどこから流れていく駒沢の最後の水が集まるもつでもつての流量を一番測れば正確になるっていうことでもつて、その流量観測っていうことでもつて申し上げさせていただいた次第でございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

今の課長さんの説明はちょっと私にはわからないんですが。

流量観測を最下流部の治水基準点で行うと。そうすると面積、全体に降った面積の水がそこへ来るのか。それとも高橋川の方へ一部は行っておるのか。ということがわかるというような説明ですね。そうすると、その雨量の方はどうやって、雨量があつて水が出るわけでしょう。雨量がまったく高橋川の駒沢川へ入ると言われている部分の降った雨、それと駒沢川本流の方へ降っている雨っていうのは、どうやって区別できるかわからない。それともう一つは、実際に30年確率の時には高橋川の方の水が駒沢川の方へ来ちゃうっていうんですね、今までの説明だと。それを最下流部だけで流量を測っておる。雨量とは関係なしにそれを測っておる。それがどうしてわかるのでしょうかっていう、素朴な疑問なんですけれども。

宮地委員長

つまり、松島委員のおっしゃってることは、とにかく流域面積、どこへ降った雨が集まって来るかということが問題なんですね。

松島（信）委員

それは検証できないわけです。

宮地委員長

そうですね。それが問題であるから、最下流部で流量を測るということだと、それから流域面積がどのくらいでという話とは、ちょっと問題が違うとおっしゃるわけですね。

松島（信）委員

ええ。

宮地委員長

私も、はい、どうぞ。

藤原委員

松島さんと同じような意見なんですけどね、要するに基本高水 5.2 m<sup>3</sup>/s と決めた時の流域面積があるわけですよ。

宮地委員長

そうですね。

藤原委員

それで使ってたのに、現地を見てみると、どうも1割ぐらいは流域面積が大きくなってるとはないだろうか。それを加味すると、基本高水もですね、1割かどうかわかりませんが、そうすると4.7、8 m<sup>3</sup>/s になるんじゃないかと。そうすればダムの問題はなくなってしまうということがあるわけです、今でもね。ですからそうすると、流域面積を調べるということは、要するに5.2 m<sup>3</sup>/s というのを一応前提にしてね、それで流域面積を調べて、多く見積もられたものを差し引くという、そして基本高水を修正するということはそんなに時間が掛かることではありませんし、それからもう一つは、これは前回の時に幹事長が、県でもその分について調査をしますというふうにおっしゃったわけですよ。ですから、それから調査はしてないのか。私たちが4月の5日の日に現地を見に行き、そして大熊さんとか高田さんのコメントもあるわけですからね、そうすると、その後の委員会で県でも調べますと言ったらね、やっぱり調べて今日あたり出してくれてもいいわけなんですよ。そんなに大変なことじゃないんじゃないかと思うんで、それやらないですと置きっぱなしにしてるっていうのは、ちょっと問題があるんじゃないかと思えますけど。

宮地委員長

私もよくはつきりしてないんですが、つまり流域面積という問題と駒沢の高水の量、これは確かに関係があるわけですけども、今委員会で一番先に問題にしてたのは、流域面積の方が正しいかどうかということだったんですね。だからそれについての見解は少なくともほしい、というのがご主張だと思いますね。それによって本当だから私は率直に言いましたね、今の話聞いてますと、高橋川の方の流域面積がどれだけで、実際どれだけ流れ込んでるのか。そういうことも調べてやってみようというなら、また話もわからなくてもない感じがするんですけどね、だけでも、要するに駒沢の下の方で流量を測るということと流域面積がうんぬんという議論とは、少しギャップがあるというふうに私は今のご返事はそう思うんですけども。

それから確かに松島委員のお調べになったのも、実際に流れる量を測ったわけじゃないですよ。こう配を見て、ここに流れている水はどちらの方へ流れていくはずだということをおっしゃってる。そのへんについての見解はほしい。少なくともね。それが高水にどう影響するかっていうことはまた次の問題であろうと私は思うんですけども、どうなんでしょうかね。次の問題って

言っちゃ言い過ぎかもわかりません。要するに駒沢の高水を決めるためには流域面積も必要でしょうし、実際の水がどう流れるかということも必要なんでしょうね。両方関係してるけども、少なくとも委員会で議論してる話は、ちょっとその前段階の流域面積がかなり大きい問題になってるということでしたですね。そのへんやっぱりちょっと統一、それからもう一つ、今の高田委員がおっしゃったことだと、どうも県の方はそういういろんなことを調べるのには、もっといろんなことを調べなきゃいかんというようなことが全体にあるような感じがするんですけどね。そうするとかなり年月掛かる。そこらへんはどう考えたらいいのかということだろうと思うんですよ。

どうぞ。

高田委員

委員長が言われたことに関連します。ここで流出解析のパラメータその他ということで、現基本高水をまったく再検討しなおすつもりなんでしょうか。たぶん先ほど言いましたように、時間的にはそれはもう間に合いません。いろんな計測されるのはもちろん必要なことだし、大事なことなんですけど、時間的には間に合わない。もう一つはこの基本高水を変更することができるかどうかです。これ前からこの検討委員会でも問題になってるわけですが、要するに国交省へ届けた基本高水を変更する例は今までないわけです。そこまで考えておられて、この適正な基本高水を確定するということを書かれてるんでしょうか。

宮地委員長

基本高水は変えなきゃいけないものであるかどうかってというのはまだ現状でははっきりしてないわけですけど、委員会の方ではこういう見解はあると思いますけれども、それは要するに、ちゃんとそこらへんを全般的に見直さなければちょっと答えが出ないというのか、あるいは少なくとも、松島委員がおやりになられた意味での調査を県の方もおやりになってみて、それにプラスアルファをですね、少なくともこのところはこうですというような見解をはっきりするところは教えていただかないと、われわれちょっと答申書けないんじゃないかという感じがしてあるんですけど。

植木委員

すいません。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

前回の話以降ですね、県は調査をしたのかどうかってということだけをちょっと教えていただけませんか。確か前回ではですね、1日で松島さんも例えば高田さんも調査して、ああいう結果が出させた。県も1日でできるはずだという、たぶん私はそういう了解でですね、調査して、それによってどうなのかっていうことを確認して、間違いであれば間違いだと認めますよというふうに幹事長が言ったような、そのように私は記憶してるんですけど、調査はなさってないんですか。そこをまずお聞きしたいんですけども。その以前の、前回の委員会の前の調査のことではなくて、その後ですよ。その後の調査なんですけど、どうなんですか。

宮地委員長

どうぞ。

幹事（河川課）

前回の26回の調査以降、地形の調査、南側の方にこう配になってるとか東側の、どのくらい

のこう配になってるか、縦断っていうかあったり、それとか水路の関係ですか、の評価について調査をさせてもらいました。その結果として、こう配等につきましてはやっぱり松島委員さんの報告のとおり、そういう現況的には先ほど私も申し上げた、東側の方がこう配強くて、南の方に、もう比率的にはやっぱり東の方、駒沢の方がこう配が強いというか、そういう認識はそのとおりということです。

宮地委員長  
そうですか。

植木委員

じゃあ、すみません。よろしいですか。

そうしますと、松島委員は同じような調査結果からですね、ここの水は高橋川に流れるんだという話なんですか。それに対してどうなんですか。先ほどの話ではやっぱり物が詰まるだとか、そういうことによってあふれ出て、駒沢川に行くんだよという話が結論なんですか。そここのところをはっきりさせないとですね、どうもですね、ここの流域の部分のですね、水がどっちへ流れるかがまだ決まらないうちにですね、20年も30年も向こうの話をするのではなくてですね、そここのところちょっと合意しましょうよっていうのは私まず第一の条件だと思うんですけどね。はい。

宮地委員長

はい、お願いいたします。

幹事（河川課長）

はい。川の水路のこう配、地形的には先ほど申し上げた、東の方が強いってということなんですけども、水路とすれば、真ん中の水路は東の方へ流れてるんだけど、途中で集水マスがありまして、そここのところが分水できるような構造になっており、地元の方に聞きますと、草刈り、ピーバー等で草刈りして草も一緒に流れた時に、そこでたまに詰まったり、草を取ったりってということがたまにあるという、そう言ってる。そういう時には水が多い時には中段の南の方へ行く水路もありまして、流れることもあるっていう、そう話してる。だから、それがどのくらいの比率で行くかどうかっていうのは、それが結論と断定することが無理な、というか難しいと私は、県の方とすれば判断。それで流域界によって、それによって雨が降ったものが順に流域界に沿って結果としてこう配の低い方へ流れていくってということなものですから、こう配の低い方でもって測れば、流域界でもって水が行く量がわかるっていうことは、流域界ははっきりとわからないかもしれないんですけども、集めてくる水の量はそこで確認ができるっていうことでその流量観測をしたいということなんですけど。

植木委員

じゃあ、よろしいですか。もう一つすみません。

そうしますと、普段は高橋川に流れているけれども、1/30の確率の大雨の時には、何らかの影響で駒沢川に流れるんだという理解でよろしいんですか。その場合には、駒沢川へ流れる1/30の大洪水の時には、どの程度予想されるかっていうのはそちらの方ではわからないということですか。すみませんけども。

宮地委員長

どうぞ。

幹事（河川課長）

洪水の時ばかりでなくて、普段の時でも上の方から分水路がありまして、水の量によって、

地権者同士でもって駒沢の方、自衛隊道路の北側の方の水路と南側の方の水路のを自衛隊道路の上の方で分水をしてるわけなんですけど、やっぱり耕地、水田の利用者によって分水をしてるわけなんですけども、それも水利の関係の方が水出てきたことによって北の方へやったり南の方へやったりという、適宜ってちょっと申し訳ございませんけども、分けたりしてる。繰り返しですけども、やっぱり通常時は分水して北の方に水路が、自衛隊道路から北の方には通常は流れてるんですけども、やっぱり支障物だとかそういうことも懸念されるっていう、そういう時にどんな具合になるかっていうのはやっぱり流量によって確認をしたいということなんですけど。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（信）委員

いいですか。今の課長さんの説明は失礼だけど間違ってます。今言った、北の方へ行く排水路、じゃない用水路ですよ。それは押野の部落で駒沢川の方へ流す排水路があるんです。だからその水は、つまり高橋川の流域から来る水じゃないんです。管理しとる用水路なんですから。細洞ため池から来る水を押野の部落のところで北へ流す、真ん中へ流す、南へ流すと、こういうように分水があるんです。それより上に駒沢川へ落とさなきゃならん分水もあるんです。そのことを今おっしゃってますよね。だから、高橋川流域に降った水と同じような説明を今課長さんは言われましたので、これじゃあ話にならんです。

宮地委員長

私ちょっと質問をしたいんですが、今の話、松島委員が調べられた農地のところのこう配についてはお認めになる。大体ああいう傾向になってるということは。しかし今の課長さんのお話だと、だけども実際に水がどう流れるかはようわからんと言ってるように感じ、だから調べなきゃいかんと。こう言ってるように私は受け取ったんですが、そうなんですか。

どうぞ。

幹事（河川課長）

通常時はこの間見た、現地で見ただけでいくかと思うんですけども、やっぱり大きい雨が降った時に災害時といいますか、非常時にはどんな具合になるかがやっぱり心配だということでございます。

宮地委員長

そうですね。

その点は前回の時にも私申し上げたんですがね、そうすると雨が降る量によって流域面積変わるんかという感じになってしまうんですけども、ただ、今の話、ある程度高橋川に流れてることはお認めになるようですね。そうすると私が素人に考えると流域面積の数値的な決定があんまりはっきりせんと。こういうふうにも受け取られるんですけども。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

どうぞ。

高田委員

これも前回松島委員が言われたように、あそこで物が詰まるというのは、たぶん流木が来ると思うんですが、上流の方は非常に断面が小さいし、しかも道路の下をくぐります。草が入ったりビ

ニールシートが入ったりといいますが、かんがい期というのは、おそらく現地の農業者は非常に神経質に流路を管理するはずで、ですから、今課長言われたことは想像してるだけで、できるだけ駒沢川へ水が流れるように期待された想像でしかないと思うんですね。だから、私はこの議論はもうこれ以上やっても意味がない。ですから、先ほど私言いましたように、はっきり間違ってる部分、前任者が誤解されてる部分はちゃんと言ってくれるべきだと思います。この議論は続けても仕方がないです。

松島（信）委員  
はい。

宮地委員長  
どうぞ。

松島（信）委員  
それと今、課長さん、つまり河川課の方で説明しとることの大きな矛盾にまた別の矛盾なんですけれども、あれは細洞ため池の方から来る、つまり駒沢川の方から来る水は、それは押野の集落を通過して分水されてくるんですね。

宮地委員長  
そうですね。

松島（信）委員  
そっちの水は大雨が降れば駒沢川の方へ落とすわけですよ。そんなの当たり前の話ですよ。そんな水がですね、その用水路の方へどんどん入れてしまうなんていうことは、普通どこの農業やってる人はやらないですよ。それはもう止めちゃいます。そのために、ちゃんとした耕作管理組合があるんですから。それで、問題はあそこへ降った雨は水田へ直接たまるだけですよ。上の方から供給される水っていうのは、大雨の時には、それは全然ないとはいわんけれども、そんなものわずかだ。だからあふれるっていうことは、降った雨が土手まで満水になって、そこからあふれ出すという程度しか、なんですよ。それは私たち40年前に伊那谷で三六災害という大雨が降った時に、水田の状況をつぶさに見た結果はですね、そういうことなんですよ。水田に降った雨がそんな用水路からあふれ出したっていう、そういう状況じゃないんです。ですから、ピニールが詰まったとか、ごみが詰まったとかいう話のレベルとは全然違うんですよ。なぜそんなことにいつまでもこだわってるのかなと。それは不思議で shouldn't、植木さんの意見とまったく同じなんですけどね。

宮地委員長  
かなり、今、県のご意見を伺いましたが、どうも委員会としては釈然としないという空気なんですけどね。  
はい、どうぞ。松島委員。

松島（貞）委員  
問題はこの駒沢のダムが計画された時に、前回高橋委員も言われたんだけど、これは県が流域面積も含めて計画立てて、国土交通省も認可して、たぶんあるというのも、当時の建設省も認可してあるというようなもので、そのことが間違っておったというように私も言っておるのではなくて、それはそれでたぶん認知された計画だったと思うし、正しいというように思っております。問題は、その後こういう流域面積の問題が出されて、幹事長が前回、たまたま今日はこの議事録が配られておるんで見ると、幹事長は、委員会とは切り離しても再調査すべきと考えておるというように言っておられるわけですから、流域面積に再調査すべき問題があると

いうことを現段階で県の方がそれを認めるのかどうかという点だということだというように思うんです。間違っておいたら直すということで、そういう気持ちがあるかどうかという点で、やはり現地は見たけれども、再調査すべき問題がある、要するに流域面積が変わる可能性もあるということを確認してくれるのかどうかだと思うんですが、先ほどの基本高水と同じように。

宮地委員長

そうですね。そこは少なくともポイントですね。はい。もしその結果がどうなっていくかは、また次の問題であると私は思いますけれども。

松島（貞）委員

そうですね。

宮地委員長

どうも今までのところでは、率直に申しまして、今の松島委員がちょっとおまとめいただいていたように、少なくとも流域面積について再調査すべき問題があると思ってもういっぺんちゃんと調査をしてみますと、そういう必要はあると思うかどうか、そこらへんについてのね、やっぱりはっきりした見解を教えていただきたい。それは今ここでどうこうといってもいかんかもしれませんが、少なくとも次回の時にはそういうことをやっぱりお答えをいただきたいと私は思うんです。それでないと、ただしお断りしておきますが、流域面積の問題が解決したからといって次がとんとんといくわけにはいかないと思います。思いますけれども、少なくともそこがないと、基本的なところで何を答えに書いていいか、われわれ検討委員会として誠に困ると思っております。ですから、それを再度県の方にお願いをするということがいかがでしょうか。

どうぞ。

幹事（河川課長）

流量を算出するには、やっぱりその面積がかかわってきますから、その流量をすることによって逆算というか、それによって、流量をすることによって面積が正しいのか過大なのか、そういうのも出てきますもんですから、その時点でやっぱり見直してというか、そういう具合には値するってということだと。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

はい。

高田委員

それはもう精度はまったくないと思います。というのはパラメータが別のダム流域のパラメータですから、これから逆算はできません。やっても数字は出るかもしれませんが精度はまったくないと思います。しかも今問題にしてるような0.5平方キロぐらいの面積に対して、おそらく精度は全然ないと思います。

宮地委員長

なるほど。そういう、確かに形の上では逆算はできんことはないですね。すべてのパラメータそのままに置いておけば。しかしいろんな問題絡んでくるわけですね。

高橋委員

精度上の問題でしょう。今言ってるように。逆算はできるけども。

宮地委員長

そうですね。ええ、そうですね。できんことはない。

高橋委員

それは単年度のデータでね、それを決めるという。ダムを造るんですからね。

宮地委員長

でも、やっぱり議論の方向としてはやっぱり逆なんだろうというふうに私は思うんですけどね。流域面積とかいろんなパラメータがはじめにあって。

高橋委員

もし流域面積をきちんと調査すればいいじゃないか。

宮地委員長

ちょっと藤原委員、先。はい。

藤原委員

流域面積を修正するという事は、要するに測量してみればいいことなんで、そこをやってほしいってことなんです。それだけなんです。そうすれば流域面積が過大に評価されてたっということがわかるだけでね、そのことについてはたぶん1日掛ければできるんじゃないかと思うし、幹事長が調査をしますって言ったんですから、それは県で早くやっていただいて、そうすると5 2 m<sup>3</sup>/s という基本高水の方に影響してくるっていうのは、これは関係あるわけですからね。

宮地委員長

しかし、松島委員、面積の測量だけじゃないでしょ。今の話。要するに境界が必要なんですよ。境界が、流域面積の境界がどこになるかということなんですよ、問題は。

藤原委員

だからそれはだいたいもうわかってるわけですよ。松島さんが。

宮地委員長

いや、それはまだ県の方はお認めになっておらんです。

藤原委員

だけど先ほど地形を見たら、高橋川に流れる部分があると。

宮地委員長

いや、そうはおっしゃっていませんよ。

藤原委員

いうことを言ってますよね。

宮地委員長

そのことだけなんです。流域面積がどうこうとはおっしゃっていないんだと思いました、私は。

どうぞ。課長、そちらで、はい。

幹事（伊那建設事務所）

伊那建設事務所ですが、流域面積につきまして、先日の委員会の後こちらの方で現地調査等をして、先ほどの現地調査した確認については先ほどの河川課長さんの方から言われたとおりなんですが、ここでの流出解析モデルにつきましては、以前の部会でも指摘はされてるんですが、横川の流域からの流域定数を決めてるということで、今回のこの流域面積、非常に現地をわれわれが見た感じでも非常に難しいところがありまして、なかなか定量的に判断しかねる部分があるわけなんですが、貯留関数法自体は、降った雨とそれから流出解析モデルの流域定数、それから流域面積も一つの定数になるわけでございます。したがって、入力値として雨量を入れると流量が結果的に出てくると。そのような中で、先ほど流量観測すれば、流域定数それから流域面積につきまして一つの定数として決まるということで、流域面積自体の議論がそれほど重要ではなくてではないかというふうに判断してるわけなんです。そのための欠点としまして、先ほどちょっと指摘されてますが、年数が掛かるのではないかということをおっしゃると思います。今回のようなケースにつきましては流域面積が非常に難しいということで、それを定量的に判断する方法が、流域が非常にあやふやな部分について定量的に判断する手法があればその方法を採用するのは一つの方法かと思いますが、場合によっては、少し時間が掛かるということではないとはっきりした流出量が決まってこないのではないかというふうに考えられます。

宮地委員長

そうすると、流出解析モデルのことを定数を含めて全部検討しなおすとおっしゃってるんですか、今の話を聞いてると。流域面積だけじゃなくて。この検討委員会ではですね、流域の定数のことにもいろいろ疑問があったですね、たぶんね。粗度計数とかなんかパラメータのこともあったと思いますが、それをいじるといろんなことが起こるから、非常にはっきりしてる今の指摘の流域面積のことをまずはっきりした問題として取り上げましょうと、こういうことだったように思うんです。今のお話を聞いてると、流量が確定するにはいろんなものがあるから、それも含めて全部検討しなおそうと、こうおっしゃってるように私は受け取ったんですけど。それだったら時間掛かるのは当たり前ですね、きっと。どうぞ。

高田委員

今の説明、全然わかりません。面積というのは一番はっきりしやすい確定要素。

宮地委員長

そうですよ。

高田委員

これは前回、松島委員の調査結果と、その前に委員長が河川砂防技術基準（案）の記述を読まれ、説明しました。要するに地形の等高線で流界を引くのは普通ですが、農業用地は特に気を付けろということはちゃんと書いてあるわけです。それを普通の等高線に沿って流界を分けた点で間違ってた。特にここは非常に流域面積が小さいわけですから、この農地の圃場整備は非常に効いた。それを問題にしてるわけなんです。あと確定できるのは雨量ですが、ここは調査結果から見て、雨量は非常に遠くの方で測られて、しかも継続性のない調査地点がたくさんあります。特にここは山国で、山一つ、尾根一つ超えたら雨の降りからまったく違います。現にこの前4月5日、雪の中を調査したわけですが、トンネル一つ超えただけで雪はまったく降ってないともありました。だからそういう中で、非常に精度の低い流出計算をしてる。しかも、別の流域のパラメータを使ってる。ですから、それをいくら使っても正しい値は出ないと言えらると思います。ですから、今の5.2 m<sup>3</sup>/sというのは、これは目安。目安だけど、他にないからこれは唯一の頼りになる値。そのぐらいの控えめな気持ちで見ると、これを使って何ということはありません。ですから、前回私が高田・大熊で提出した文書に書いてますように、5.2 m<sup>3</sup>/s いうの

を尊重すれば、もう流域面積で補正するしかない。それ以上のものは私はないと思います。

#### 宮地委員長

はい。今この段階でまだどうこうと言えないと思いますが、少なくとも委員会の委員の、各委員がお考えになってるご意見と、県の河川課のご意見とはかなり大きく食い違ってる。基本的に食い違ってるっていうよりかみ合っていないという感じを私は持つんでございますけど。ですからやっぱり率直に言って、いろんなことをかなりはっきり委員会の方は具体的な形で述べておられると私は思います。そういうことを踏まえて、やはり河川課の方ももういっぺん考え、検討をしてほしい。今ここでどっちが正しいかということ言うよりはですね、やはりそれはまだ時間がある限りにおいてはできるだけの努力をしてほしい。少なくとも、委員の議論とかみ合うようにしてほしいと私は思うんでございますが、どうでしょうか。

ちょっと石坂さん、しばらくぶりでございます。

#### 石坂委員

すいません。この問題で2月県議会の中で質問がされた時の土木部長の答弁が、この流域面積の問題については県として現地確認を怠ってきたことを反省しますというのが土木部長の答弁だったと思います。今議論されてることとの関連で言いますと、先ほど松島、そちらの村長さんの委員がおっしゃったように、この駒沢ダム計画の、そういう意味で、流域面積をはじめこの間積み上げてきた計画自身が、そういう意味で間違えではなかったとは思いますが、大ざっぱなものであったという点は、私たちにしても今回部会の委員からのそういう指摘や提案があって、初めて現地調査をせざるを得なかったし、したことによって知った新しい事実もたくさんあり、このすべてを知っていて厳密な計算や条件をすべてクリアしたもので今の計画が成り立っているのではないっていうことは、この間の議論の中でも改めて言えることだと思うんです。ところが、ダム計画地の駒沢ダム予定地、駒沢川にしてみれば、大変小さな川の小さな流域で、ほんの少しの数値の変化でもダムを造ることが本当に必要なのかわからないのかっていう結論に深くかかわってくるっていうふうに思うんですよね。そうなった時、まず思い付くのは、さっきからお話がある調査ですけども、そういう意味で県が調査していただくことは、しないよりはよほどいいことで、流量観測についても私はやっていただいて、真実を解明してくっていうことは大事だと思うんですけれど、もうこの間の議論の中で明らかになってきたのは、つまり現計画を構成しているいくつかのデータについては、そんなに本当にち密なものの積み上げではなく、大づかみのものであるということの中で、流域面積とかつてされていたものの約1割近くが結局は高橋川に流れ込む流域であったという、この事実については、これはもういいとか悪いとか、そういう問題じゃなくて、実際に大づかみの中でのその大づかみを少し詳細な調査や確認をしてみたら、やはり流域面積にカウントするには多少問題のある部分があったんだっていうことは、これは事実として確認しなければいけないと思うんですよね。それと前回私も申し上げたことなんですけど、その上に立って、普段は高橋川に流れ込むんだけれども、その部分は、しかし30年確率、つまり大雨が降った時には尾根を超えて駒沢ダム予定地の方へ流れるんだっていうことが、もう宿命であるかのような考え方でいけば、どんな調査をしてみても、結局また結論はそこに持って行く以外にないということになってしまっていて、逆にこれから行ういろんな調査っていうのは何のための調査だろうっていうようになってしまおうと思うんです。だから尾根を超えて、じゃあ30年確率の雨が降った時に反対側の流域に水が流れ込む、その原因がごみが詰まるということであるのであれば、その詰まるという理由の除去とか、それから農業用水路の改修とか、改善とかはできないのでしょうかというような極めて常識的なご質問を前回も私もしたんですけど、これから行う調査にしても、その調査の結果得られたデータをどういう立場でどういう位置付けで使うかっていうことによって、その調査が生きるか生きないかっていうのは全然変わってしまうっていうこと言えば、この間やっぱり明らかに解明されてきた議論の中での現地調査の裏付けも含めた事実については見解の違いを超えてやっぱり認めていただかないと、なんか堂々巡りの議論がいつまでも続いていくような気がします。

宮地委員長  
藤原委員、どうぞ。

藤原委員

この駒沢川のことについてですね、部会を作る時に最初の段階でね、基本高水ワーキンググループの方から、これは過大であるということ言われて渡されてるわけですよ。だから再検討の必要があるというかたちで、その理由として、先ほど高田さんがおっしゃったように、雨量観測が非常にずさんであると。それから持ってきたデータは横川ダムのデータを流用してるというような意味でね、52m<sup>3</sup>/sは過大であるという、そういう基本高水ワーキンググループの認識をした上でね、それを部会で再検討をしると言われても、これは部会はそういう専門委員がおりませんのでできなかったわけですよ。ですから、基本高水は過大であるということだけで過ごしてきたわけですね。ところがその段階で、もう終わりに近いところで、2月の13日の日に急にこの流域面積の問題も起こってきたということなんですよ。そうすると、ここらへんはやっぱり抜本的に見直しをするということをしないとね、治水問題については少なくとも答申が書けないんじゃないかという感じがするわけですけども。

宮地委員長  
はい。

高橋委員  
いいですか。

宮地委員長  
どうぞ。

高橋委員

二つの問題がございますね。面積の問題と水の量という問題ですけども、この県の意見ですけども、はっきり言ってるわけですよ。平たん部の流域界については現地踏査をしてですね、その前後の尾根をもって推定、決定したって書いてあるわけですよ。推定してるわけですよ。この県の見解は。ですから、

宮地委員長  
ちょっとそれは何をもとにして。

高橋委員  
この面積についてという資料の中にあるんじゃないですか。県の意見の中に。

藤原委員  
前回配られた。

宮地委員長  
前回の。

高橋委員

いずれにしても、県はそういうように決定するのに推定してるわけですよ。前後の尾根をもって推定して決めたよ、とこう言ってるわけですから、県も正しいと言ってるわけじゃないわけですから、この境界線っていうのは、もう一度それじゃあ委員会で言われたらやり直せばいいわけ

ですし、面積はね。それから量の問題ですけども、県とすれば農業用水路、それから道路の側溝というものは、洪水時には適正な管理はできないだろうから、おそらくあふれるだろうというものも含めて水は計算してますよと、こう言ってるわけですね。だけでも松島先生がそういうことではないですよと、農業用水の場合はそういうことありませんよと、こう言ってますから、これも実態を調査すればいいわけですよ。ですから、それは県が調査すればいいんじゃないですか。

宮地委員長

はい。

高橋委員

やりますよって言うていただければそれでいいじゃないですか。

宮地委員長

そうです。つまり、そうですね。量の問題っていうのは最終的な問題なんです。

高橋委員

そうです。

宮地委員長

流域面積っていうのはその一つ前の話。それでそれについてで、やはり一つは松島委員がおっしゃった、松島貞治委員がおっしゃったように、流域面積について再調査すべき問題があるかどうか、これはやっぱりもういっぺんはっきり返事をしていただいた方がいい。必要があったら再調査していただく。それからそれに伴って流量がどう変わるか、あり得るか。それについてはまたいろいろ調べることもあるだろう。それについてはどこを調べて、どういう例えばタイムスケールで調べるかというような問題もできてくると思います。そのへんを含めてですね、やはり県にもう一度、今日の議論を踏まえてお考えをまとめて返事をしていただきたい。そういうことではどうでしょうか。

どうぞ。

高田委員

ここに書かれてる調査じゃなくて、今の話確認するんだったら、大雨の時に現場見てもらうのが一番いいわけです。それとこの件だけに納得してもらうんだったら、駒沢川の流量じゃなくて高橋川の流量を測ってもらったらいいです。

宮地委員長

はい、わかりました。

高田委員

流域面積が小さいですから、この流域がどちらに入るかというのは、非常に敏感にわかると思います。これは納得していただくための調査だと思います。実態はいらなないと思いますけど。

宮地委員長

一つの要望なんです、今のことを含めて、私は幹事会にお願いをしたいんですが、やはり今日の意見を踏まえて対立するところははっきりしておりますので、流域面積について再検討する余地はあるのかないのか。もう一つ、流量を測定するというなら、どの程度のタイムスパンで考えてるかという、そういうことをやっぱりはっきりご返事をいただきたい。実際私このままではですね、答申案をどんな方向で書いていいか全然困っちゃうんです。

高橋委員

ちょっと一つ県に聞きたいんですけどね。

宮地委員長

どうぞ、はい。

高橋委員

私は想像するのにな、この建設計画の時点はね、時代は、地域から要望があったと思うんですよ。

宮地委員長

そうですね。

高橋委員

おそらく。ですから、算術じゃないんじゃないかと私は思っているんですよ。おそらく地域からこういうものをダムを造ってほしいという要望の中に、そういうものが、本当のものが県は今話せないと思うんですよ。実はっていうのは。私はね、ですからそれは、じゃあやり直してみましょと、実態を調べましょと、それでいいじゃないでしょうか。そして誰でもが納得いけばそれでいいんじゃないですか。

宮地委員長

はい。

植木委員

もう一つよろしいですか。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

これもお願いなんですけど、結局今時間を掛けた議論じゃ前回とまったく同じなんですよ。

宮地委員長

そうです。

植木委員

でですね、また次回も調査ってということでお約束願いたいってということでやるんでしょうけれども、話はかなり切羽詰まってましてですね、また次回もですね、理解のできない説明によってですね、貯留関数法なんて持ち込まないでですね、単純な話でやってほしいと。

宮地委員長

そうです。

植木委員

どうしても気になるのは、私はですね、ここを認めたくないんじゃないかっていうような幹事会の気がするんですね。結局基本高水は変えたくない。これは国土交通省は認めないんだろって話でももしかしたら前提にあるんじゃないですか。だからなかなかこのところは変えたくないの、はっきりともものは言えないってことなんじゃないんですか。これは前回もですね、

幹事長は言いました。間違えなら間違えだと基本高水は変えて言いますと言ったんですが、果たしてそのへんの気持ちは幹事会の方できちんとできてるのかどうかということですよ。それが認められるかどうかという問題は国土交通省のみ知るぞで、われわれはちょっとわかりませんが、そういうような意識が働いていて、なかなか調査してもまた訳のわからないと言ったら失礼ですけども、難しい話をもってきて、また結局うやむやになるっていうようなことになりかねないような気がしますので、ぜひきちんとやってほしいということなんですけども。

宮地委員長

はい。そういう意味で、だいぶ注文が付きましたが、とにかく今の問題については私も、ここです。黒白を付けるつもりがまだないもんですから、調べてほしいとお願いをいたしましたけども、少なくともそれに対する返事がないと、見解が一致しないっていうのは、一致しないでまた委員会は考えればいいと私は思ってるんですが。どうぞひとつよろしくお願ひ、はい、どうぞ。

幹事（河川課長）

いろいろとご意見があると思いますので、今日の議論を踏まえましては、次回の時にまた明解な答えが出るように、ご説明ができるようにしますので、よろしくお願ひいたします。

宮地委員長

はい。お願ひいたします。

幹事（河川課長）

切れちゃって申し訳ありません。

宮地委員長

はい。

駒沢の話、今の流域面積の話だけで終始しました。まだ他にもまだいろいろあるかと思うんですが、どうでしょうか。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

どうぞ。

松島（信）委員

利水のことにも触れていいんですか。

宮地委員長

はい。今、治水の話はですね、やっぱり高水の問題で、あの話だと、私は利水の方はあると思います。それぜひ疑問点なりご意見なりを出していただいた方がよろしいかと思ひます。

松島（信）委員

今後の方向性に関して、あの地域の農業用水の確保の問題は、あの地域としては大きな課題じゃないかなと思うんですね。それで問題は細洞のため池の改修の問題にかかわると思ひます。部会の時に部会の特別委員の方から説明を受けた経過によりますと、あのため池を造る時に、ほとんど今とは違ひまして、人が土手を突き固める程度のものであるから、もうちょっときちんとしたやり方に改修すべきであるという意見もありました。それともう一つ私がちょうどため池のと

ころを通過している霧訪山断層を調査したら、その断層破碎帯の部分の真上にため池があるんですね。ですから、あのため池そのものをきちんと改善してですね、そうすれば今より容量も増すと思います。現地の特別委員の方の説明もそんなようなことを言っておられました。だから地盤が悪いところですから、今のまま放っておくということもよくないと思う。ですけれども、部会の時に、それじゃあそのため池改修するとなると費用はどうかってという問題が一番大きな問題になりました。そうすると費用はあまりというか、ほとんどというか、要するに補助金が出ないのが現状であるというような説明が県の関係の部局からあったわけです。それで結局つかえちゃったんですね。小野地域の人が、つまり受益者がそういう高額のお金を負担して改修しているのはとてもできない問題だと。そういうのを基本的にどういう方向にもっていくかっていうこと。つまり改修できるような方向を予算付けの問題も含めてちゃんと答申を具体的に書いてほしいなと、私は思うんですけれども。

宮地委員長

そうですか。

部会の方じゃあ、ため池の改修の具体的なかたちにまではいってないんですね。議論はしたことないですね。

藤原委員

部会で一番最初のころはですね、細洞ため池を改修することによってね、大体今が3万 m<sup>3</sup> ぐらいですか、それが倍にはなるだろうと。要するに1.2 haですからね、それで3 m ぐらい平均になってるから、たぶん3.6万 m<sup>3</sup> ぐらいだけでも、これを掘り下げて6 m にすれば倍ぐらいになるだろうという話があったんですね。ですけど、その後に松島先生の方から、あそこに断層がありますよということになって、それでは細洞ため池の改修というのはこれはやはり危険だということで消えてしまった、ということです。一つは予算のこともありますけども、3億3千万っていうお金が出されてですね、そしてその内の補助金で7、8千万はたぶん出るだろうというんですが、だいたい2億5千万ぐらいは地元負担になるということが出ましたのでね、そうすると、ちょっとそれは無理だという話になったわけです。

宮地委員長

なるほど、はい。そのへんは、費用の問題は難しい。

他に利水のことについてご質問でも、とにかく駒沢は利水の方についてはほとんどまだ議論入っておりませんのでね、どうぞいろんな問題あるかと、どうぞ。

植木委員

利水の問題ですので、ちょっと駒沢部会で出された資料をですね、ちょっと見て意見を言いたいんですが、部会ではたぶんですね、小野地区水源電気探査報告書っていうのはたぶん出されたですね。これですよ。これ全文出されてるんですが、これは平成3年に、ある会社が探査した結果なんですけれども、これを読みますとですね、この議論が、ちょっと私議事録まだ読んでないのでわからないんですが、かなり井戸水の掘削、掘ることにってはですね、有望な話があるんですね。ちょっと言いますと、最後の考察のところなんです、最終的にはですね、調査結果からですね、「全調査地域において、最も地下水開発の可能な地域は上記調査結果...」その前に結果があるんですが、「春宮地区であり、実際のさく泉にあたってはEの1...」っていう場所ですか、「よりやや下流の位置を井戸を掘る位置とするのが妥当と判断される」。他にもですね、「基盤深度が深く、深い涵養(かんよう)面積を持つ中村地区」、それから「三番目ににれ沢地区が挙げられる」と。「これらは今まで井戸は掘られていないけれども、比較的深くまで帯水層が存在することから、試掘をする価値は十分あると考えられる」というのがですね、この報告書として出されてるわけなんです。これに対してどういうふうに扱ったらいいかということですね、私はなぜこういった有効な資料があるのにですね、こういった議論がもっと積極的になされないのか

ていうのはちょっと気になるところなんです。

藤原委員

はい。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

植木さんのおっしゃるとおりでね、それはサクセンがやった、松本サクセンがやりまして、そういう報告書も出てるわけです。それで、そういう地下水の探査をしてるんで、そのサクセンの人に部会に来てもらって話をしてもらったんです。地下水は有望であるということの可能性は非常に高いですよということはいわれたんですが、ただ地元の人たちは地下水を掘られると他の方に影響があるとかね、それから鉄分が多いとか、濁るとかね、いろんなクレームを言われて、だから地下水はだめなんだという。それともう一つは、今年の1月に辰野町で地下水で油が入ったというね、そういう例があって、地下水にちょうどタイミングが悪かったんですが、地下水についての信頼を失うような事件も起きたと、事故が起きたということもあってね、地下水には頼れないと。だけど、今日配られた資料 5 なんか見てもですね、地下水は非常に有望だということにはわかってるわけです。ここで地下水によってはね、水道のところで、400m<sup>3</sup>、新たな水源400m<sup>3</sup>/日ですね、というのはあるというふう書いてあるわけです。それでこの400m<sup>3</sup>/日というのは簡易水道の場合には50%の有効率を見てるんで、逆に言うと、もしかしたら800m<sup>3</sup>/日出る可能性もあるんですね。そういう水源探査をする時のお金も幹事会の方で、その内の50%は県でもってけると。それからもうここは何回か探査をやってますのでね、大体松本サクセンではどこらへんをすればということもある程度つかんでるところですから、水源探査を何カ所もやらなきゃならないほどのこともないんじゃないかということまでは部会では話してあるんですが、費用もすごく安く上がると。ダムによらない方が地元負担も少ないと。ダムによる場合には5年、10年、とにかく今の長野県の財政状態では可能性はありませんよということは何度も言ってるんですが、しかし小野地区の地元の特別委員はですね、そういうことはもう一切、ある意味でいうと、これだけのものを出してもやはりダムだというふうに言ってるもんですから、これは高橋さんのおっしゃることと少し関連があるのかもしれない。そういうようなことはありますので、こういうことで、利水の問題についても井戸を掘れば非常に可能性は高いと。そこでそれだけたくさんの井戸水が確保できるということになると、農業用水に回る分もあるんじゃないかというふうに思いますし、細洞だけじゃなくて、大洞ため池、大洞ですか、松島先生。もう一つのため池、大洞ため池っていうのは、これはもう浚渫もできるわけでしょ。掘り下げるっていうことも可能なのかなと思ってるんですがね、そういうことで考えると、このところで地下水をくみ上げることによって農業用水の方にも相当融通できるんじゃないかなんていう気もしてたんですけども、そういうことと別に、とにかくダムだという話なんですよ。このところは現実に下町水源というところでもってくみ上げてる水量があるんですが、そこにヒ素が基準以下ですが入っていると。だから一日も早くヒ素の水をやめて他の水に頼るためには、やはり早いうちにこの地下水の井戸水をですね、他に求めた方がいいんだろうということも思ってるし、委員の中からもそういう発言があったんですが、ヒ素の問題を非常にシビアに指摘した方もですね、最終的にはダムだというふうにおっしゃってるわけですよ。ですから、ちょっとこのダム案というのは、そういうようないろんなことがあってのダム案になってしまったということなんです。

宮地委員長

はい。

私ちょっと質問したいんですがね、その農業用水のことなんです、農業用水に一体どれだけ

いるかっていうのはあんまりはっきりしてないように思うんです。それで実は、報告をいろいろ調べてみたんですけどね、例えばこれは幹事会の方に教えていただいた方がいいと思うんですが、この駒沢部会の報告書の2ページにはですね、「農業用水の必要量は...」、ダムを造る時の話なんですけど、「代かき期が10,826m<sup>3</sup>/日、普通期は5,469m<sup>3</sup>/日」と書いてあるんです。それとですね、今度県が25回の委員会で配られた利水量のところを見ますと、例のグラフです。グラフのところを見ますとですね、例えば43ページと45ページになりますが、44、45、例えば基準渇水年の44ページを見ますと、平成10年のやつ。これは農業用水必要量、代かき期8,139m<sup>3</sup>/日、普通期は4,588m<sup>3</sup>/日って書いてある。2割くらい違うんです。これどうしてこんな2割も違うんだらうかということなんです。この数字の根拠は、それでしかもいろんな年度によりましてですね、代かき期が書いてあるところ、農業用水なんて書いてあるところは2種類書いてある。少ない時は8,139m<sup>3</sup>/日でいいって書いてある。つまりそのへんがですね、農業用水に対して一体どのくらい必要だと考えてるのか。こうバラバラで20%以上違いますとね、今の話、どっかから井戸掘って水やるなんていう時に大違いじゃないかと私は素人と思うんですけども。どうですか、そのへんの数字の違いはどうお考えでしょうか。幹事会は、おわかりでございますか。駒沢部会の報告書の2ページに書いてあること。それからこの間配られましたこの図です。この図にかいてある代かき期なんかに必要な農業用水量。この数字の食い違いはどうなってるんだらうか。それから年によって違ってるといいうのは、やっぱり年によって農業用水って違うんですか、あれ。大体同じくらい必要だらうと私は思うんですけども。そのへんについて今すぐでなくてもいいんですが、どう考えていいのか。それで実際、実はこの農業用水としてどのくらいの量が必要か、これは減反の問題もありまして、いろいろ難しいですから、どれだけ必要だって、そうはっきりは言えないかもわかりませんが、やはり低い方がよければわりに考えやすくなるっていうことは事実でございますので、ちょっとそのへんについては後で結構です、教えていただきたいと思います。

実は私、こう申し上げるのは、駒沢の場合には報告書の中で農業用水が必要な量を確保すると書いてあって、これはどうも足りそうもないというニュアンスが非常に大きいもんですから、だからこれは高水が50m<sup>3</sup>/s以下になってダムを造るか造らんかということとは別にですね、おっきな問題だと私は思いますんで伺っておるわけです。

藤原委員

はい。

宮地委員長

どうぞ。

藤原委員

農業用水のことについてはほとんど議論してません。

宮地委員長

少なくとも、県からいただいたデータに二つあると、二つというか、食い違いがあるとわからんもんですから。お願いいたします。

他にいかがでございましょう。どうぞ、竹内委員。

竹内委員

私も同じこと考えてたんですけども、報告書にはですね、ダムなし案でも、例えば4ページには先ほど来お話あったんですけど、「農業用水は駒沢川から取水し、不足分は細洞ため池容量増により確保する」と。先ほど2倍というような話もあったんですけども、その量というのがある程度どのくらい不足して、どのくらいのものを求めなきゃいけないのかというのが、例えば先ほど費用の話もあったんですけども、細洞ため池を単純に倍増という話なのか、その量がですね、確定して

ないっていう、それが一つ一番気掛かりなんですけど、ですからそこをまずはっきりさせていただくということと、それからあと一番最後のむすびのところですね、要するにこの報告書のむすびでまとめのところには、「利水については簡易水道、農業用水との利水必要量を精査し、現実に沿った適正な利水量を確定する」という、ここのことだけがまた出てるわけですよ。だからそのへんの数字の問題っていうのが、まず現状はこうで、例えば今の水の予測はこうですよっていうことがはっきりしないと、どうも論議が進んでいかないんじゃないかと思うんですけども、その点整理していただければありがたいと思います。

宮地委員長

そうですね。はい。これはもう部会の方の議論と関係あるかわかりませんが。

他にいかがでございましょう。

駒沢の方は流域面積に話が集中しましたけども、それも基本的な問題かなり残ってるように思います。

そろそろ昼に近いんですが、実は昼の休憩時間にですね、利水のワーキンググループが会合をおもちになるということでございます。ちょっとまだ早いんですけども、よかったらここで休憩にして、ワーキングのお話に時間を取っていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

はい。それではちょっと早うございますが、午前中の審議はここで一応区切りにいたしまして、午後は1時からということにしておきます。どうぞよろしく願いいたします。

(昼食休憩)

田中治水・利水検討室長

それでは大変お待たせいたしました。時間になりましたので、午後の審議の方をお願いしたいと思います。お願いします。

宮地委員長

はい。それでは午前中に引き続きまして審議を続けてまいりたいと思います。

駒沢の話は午前中2時間ほどやり、ちょっと1時間半ぐらいですかね。わりにいろいろ議論が出まして、お調べいただくことをお願いしたわけですが、それ以外にいろいろまだ問題残ってるかと思いますが、いかがでしょうか。非常に大きなところでつかえましたんで、今日これから先もう少し話が進めるかどうかかわからんと思うんですが、それでも問題提起だけでも構いませんが、何かお気づきの点がありましたら。

松島(信)委員

はい。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(信)委員

あと、今日まったく議論されてないのに利水の上水道のことがありますね。

宮地委員長

上水道。先ほどのサクセンの話がございましたね。

松島(信)委員

ええ。そうか。それはありました。

宮地委員長

はい。そこで可能性はかなり高いという報告があるという話をご指摘がございましたが。

松島（信）委員

はい。もし上水道が不足するということが、これは下町水源からヒ素の出ることによって、これを休止するとするならば、ただちに不足するわけですね。だからダムだという議論になっておりましたですね。でも小野第一、第二という水源は駒沢川そのものから取水しとるわけですから、ダムで一体水をためたとしても、その勘定っていうか、算術計算が実際合うんだらうか、大変疑問に思っちゃうんですね。つまりダムで水をためれば、片や上水道に、それから細洞の方へ農業用水の方へ入れるということになりますね。

宮地委員長

そういう勘定のはずですね。

松島（信）委員

ええ。

宮地委員長

はい。

松島（信）委員

現在、農業用水がある時期には不足すると言っておるわけですね。だから、その分ダムでためればたまるからいいという、そういうような言い方をいつも聞かされていたんですけども、本当にそういうことになるかということが一番大きな議論になっていたんですね。

宮地委員長

それ、どういうことでしょうか。具体的に。ちょっとよくわかりません。

松島（信）委員

現在、駒沢川の水を農業用と水道に両方に取水しています。

宮地委員長

はい。

松島（信）委員

それでも足りないよ。

宮地委員長

だからダム造るとためるでしょ。

松島（信）委員

ええ、ダム造ったら。

宮地委員長

それで。

松島（信）委員

だから、本当にダム造ってたまるんだかどうかという、そこが。

宮地委員長

たまるかどうか。

松島（信）委員

ええ。それだけの水量があるかどうか。駒沢川そのものに。

宮地委員長

ああ、そうですか。そのへんは部会はどうですか。

松島（信）委員

それ両論ありまして、話し合いはあくまでも平行線でおわりました。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

小野の第一水源、第二水源っていうのは、今あるダムのすぐ下のところからわき水で取ってるんですね。ですけども、あの水はもしダムが造られた場合には、そこから取れなくなるんじゃないかっていうのが少数意見の中に出されてます。

宮地委員長

はい。

藤原委員

そこらへんのところも本当はきちんと調べなきゃいけないんですね。一つは、あそここのところにダムを造っても水がたまるかどうかという疑問も出されたわけです。ですけども、もしダムを造った場合には、今度第一、第二水源の方に影響するんじゃないかっていうのも議論としては出ました。

宮地委員長

両方あるんですね。

松島（信）委員

先ほどのちょっと私の説明がわかりにくかったかもしれませんが、今のような水を流し続けていないと、とにかく両方の水、確保できないんですよ。

宮地委員長

飲料水と農業用水と。

松島（信）委員

ええ。

宮地委員長

流し続けていないと。

松島（信）委員  
ええ。

宮地委員長  
ああ、そうですか。それで両方に。しかしダムを造る方はそこへたまるとおっしゃるわけですね。

松島（信）委員  
ええ。

宮地委員長  
たまって影響もなく取れると。

松島（信）委員  
ええ。そうした場合、それじゃあ第一、第二水源は一体どうなる。といっても、今第一水源はほとんど水取ってないように見受けられましたから、第一の方は泥がたまっちゃって取りにくくなったので、第二の方を中心に取ってると思うんですけども、今、藤原さんがわき水という言い方をしましたけれども、そういう形には登録されておるんですけどもね、河川の中から取ってることは事実ですから。

石坂委員  
たまらないっていうのは、たまる量よりも使う量の方が多いから、

松島（信）委員  
ええ、そうです。

石坂委員  
結果として足りないって、そういうことですか。

宮地委員長  
ああ、そうですか。

松島（信）委員  
絶えず、大雨が降り続けておれば別ですけどね。問題は湯水期の時のことになるんですけども。

宮地委員長  
駒沢は確か前のグラフを見ても流量は少ないんですね。非常に少ない川のようにですね。あのデータは。そういうことですか。そうするとますますわからなくなっちゃうな、これ。はい、どうぞ。

藤原委員  
委員の中からね、ダムの上流の集水域が少ないから、だからダムを予定どおり造っても、それに見合う分だけはたまらないんじゃないかという、そういう指摘はされています。しかし、河川課の方はたまると言ってるんです。

宮地委員長  
なるほど。

藤原委員

ですから、たまらないんじゃないかという意見を出された方もいましたけれども、たまるという河川課の意見が出されて、たまるというふうになってるわけです。

宮地委員長

なるほど。それはさっきの話で、要するに集水領域と雨の降りようですね。

藤原委員

そうです。

宮地委員長

ある程度データがあればわかるはずですね。どうも肝心なところでいろんな議論があるような、ちょっとよくわかりません。そうですか。これはちょっと今のところ、どうしよう。ヒ素というのはやっぱりあれは基準にはたぶん満たないと思うんですけどね、でも、やっぱりあれは水源やめなきゃいかんですかね、どんなに少なくても。どうぞ。

藤原委員

ヒ素は基準の1/10ぐらいの量なんです。

宮地委員長

そのくらいです、確かね。

藤原委員

ただ委員の中からは、長年それを蓄積した場合には問題があるんじゃないかという指摘はあったので、できるだけ早くやめた方がいい。それともう一つは、除去装置を付ければ除去できるからということで、その案も一つ出ました。その除去装置っていうのが1億何千万かできるというのが一つの案として出されましたけれども、ダムを造るということになると、それも下町水源も休止すると。廃止じゃなくて、予備水として取っておきたいという町長の意向がありまして、廃止ではなくて休止するという対応をしようということになったんですが。

宮地委員長

でも試算によれば、除去装置を付けてもダムを造らない方が安い、

藤原委員

安いです。

宮地委員長

ですね。

藤原委員

はい。

宮地委員長

この部分だけで限って言いますと。

藤原委員  
そうです、はい。

宮地委員長  
そうですね。

藤原委員  
それはもうダムによる方が一番高いんです、これは。だから除去装置を付けても、それから井戸を掘っても、地元の負担は安くなるし、総事業費も安くなるということはもうはっきりわかっての上のことです。

宮地委員長  
維持の問題あるかもわかりませんが、少なくとも初期投資はそうですね。

藤原委員  
それで、ただ維持管理費がね、100年という計算されてるわけですよ。出されてるのは。そうすると100年間だとね、例えば5年に1回ずつ替えるとなると20回になるわけですよ。そうすると維持管理費はうんと高くなっちゃうわけです。という言い方をするわけですよ。

高田委員  
いいですか。

宮地委員長  
どうぞ。

高田委員  
藤原委員の話その他からいって、水道用水に関しては地下水の埋蔵量はかなり希望はあります。ですから、実際に試掘してその水質を調べるのが一番先だと思うんですね。治水に関していっても、今のところダムの必要性というのはあんまり強くない。ということで、検討委員会としては、ダムに対する代替案というのは大体準備できてるというレベルじゃないかと思うんです。コストの面からいっても、ダムの代替案の方が合理的な感じがしますし、地元の方でとにかくダムを造ってくれという要望が非常に強いということは事実としてあると思うんですけど、客観的な状況からいって、なしでいけるんじゃないかという気が私は非常に強い。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

藤原委員  
例えば上水の問題で水源があるかないかというのを調査するということはね、ダムによらないということだったらそういうかたちになるわけですよ。だけどダムにするとしたからね、ダムを造るということになりますと、水源を探すということは必要なくなってしまうわけですよ。

宮地委員長  
そうですね。

藤原委員  
ですから、ダムによらないという案だとすると、水源を探すための事業費の50%は県がもつということになってますが、ダムによるってなってますので、地下水の探索もする必要もありま

せんし、それから探索を例えば町がしてもね、たぶん50%のあれにはならないと思いますよね。補助はない。だからそこらへんもちゃんと含めて、たぶん地元の方は判断したものだというふうにはぼくは思ってるんですけどね。どちらが得かとか損かという話しになってくれば、これはもう歴然としてるんですが。

宮地委員長

私ちょっと繰り返すようになりますが、それにして、農業用水は足りるのかという問題はもう一つやっぱりあるわけだろうと思ってるんですがね。

藤原委員

厳しいことは厳しいんですが、しかし現在では何とかやり繰りをしてしているわけです。細洞ため池を何とかすればね、ある程度できるという見通しも地元の人たちは持ってるようです。

宮地委員長

ああ、そうですか。

藤原委員

はい。それから他のところに遊水池を造ろうという案も出されましてね、それも検討しました。しかし、それもやはり、それにもかかわらずって言った方がいいんでしょうか、ダムを選択したということです。

宮地委員長

はい。難しいなあ、ようわからん。

どうでしょう。午前中に幹事会の方にも注文を投げたわけですから、その返事がやっぱりいっぺん聞くということだろうと私は思っておりますがね。

はい、どうぞ竹内委員。

竹内委員

やっぱり私は農業用水がちょっと引っ掛かってるんですけども、というのは、ため池があるということは、元来水に苦労したところの地域っていうのはため池でそれぞれしのいできたという歴史的な経過があると思うんです。この報告の比較表の月で大体見てましても、部会での確認事項の中に、「農業用水は恒常的な水不足があるため、その対策が必要である」というまともになってるわけですよね。それで先ほどの松島委員さんからのお話がありました中身の問題として、じゃあ対策は何かというと、いわゆるため池を掘ってですね対策するという話が出てると。その量っていうのちょっと私もはっきりわかんないんですけども、そのへんのところの先ほど言いましたような農業用水の数値的なものを一つははっきりさせておくということと、見込みについてはそこまで論議がなかったっていうことですから、それはそれでまた論議する必要があると思うんですが、それと同時に、先ほどお話しました3億3千万円、これが部会で報告された額として報告に載ってるわけですね。ですから、3億3千万円も単純計算をされたと思うんですが、これについては補助金がないと、補助がないっていう確認がされてるということなんですけども、そのへんの精査もですね含めて、やっぱり部会報告の中でそういうふうに一応話が出るのは、ある程度ははっきりとさせた論議をしていかないと、やっぱり結論が出ないと私は思うんですよね。利水と治水は先ほど来のお話の他のダムと共通する部分もあるわけですけども、ただ、この農業用水について言えば、そのへんはやっぱりはっきり検討委員会としてはさせておいて論議していかないとまずいんじゃないかと思しますので、今急に資料出せと言ったって出ないと思うんですけど、そのへんを次回ですね、しっかり数字的なものを出していただきたい。お金の問題も含めてですね。

宮地委員長

そうですね。決定的でないにしても、目安でもね、言っていただかないと。はい、わかりました。それは私もそう思います。

松島（信）委員

それは今、竹内さんの言われた、特に予算の処置の問題なんかは、確かに小野地域というところだけで解決できるようなお金ではないと思うんです。

宮地委員長

なるほど。

松島（信）委員

そのへんをどう考慮していくかが一つの問題だと思ってます。

宮地委員長

そうですね。辰野町全体の中ではあるんですが、狭いところですからね。はい。他にいかがでしょう。宮澤委員。

宮澤委員

遅くなってすみません。

宮地委員長

午前中に駒沢の方、また後で。

いかがでしょう。駒沢の話今日はここで打ち切って、角間の方へ行ってよろしゅうございますか。

はい。それではこれから引き続いて角間川の治水・利水対策についてお願いをしたいと思えます。

その前に、角間へ入るのはほとんど本日初めてみたいなものですが、申し上げますと、実はこの角間川について要望書が出されております。これはここにありますが、「夜間瀬川総合開発事業の角間ダム建設早期実現について」という要望書が出されております。つまり、今申し上げましたような題目ですから、中身はそう長いことございませんが、2ページぐらいで書いてございますが、そういう要望書が出されている。それでお出しいただいたのは、夜間瀬川総合開発事業促進期成同盟会の会長の山ノ内町長、中山茂樹さんと副会長の中野市長の綿貫隆夫さんでございます。これを私委員長あてと、もう一つ、部会長あての2通が出されております。これはもう皆さま方にお見せはしませんけども、そういうものが出てるということをご報告しておきます。それでそのことはまたこの委員会の議論の中でいろいろ考えていただけたらと思うっております。それをご披露申し上げます。

それで角間川部会の方は、お手元に資料6で対策案の比較表、これを事務局にお願いをしてやっと書いていただきました。大体、要するに部会報告をもとにして、それにどういうことがあるかという話を書いてございます。このもの、前にもお配りしてございますので、それをもとにしてひとつご議論をして続けていただきたいと思います。

角間川の部会の報告をお持ちにならない方ありましたら、どうぞ。

それでは、どうぞ、どこから話を始めていいかわからないんですが、ここも率直に申しまして、治水よりも利水の方が大きな問題になって、特に費用の面で大変なことがありそうなのでございますが、そういうことを含めて、まず問題あるいは疑問点、質問、なんでも結構でございますが、お話いただけませんかでしょうか。

松島（信）委員

それじゃあ、お願いします。

宮地委員長

どうぞ。

松島（信）委員

利水の問題が一番大きいと思います。

それで、私そんなに地元のことに詳しくないので、いろいろずっと部会の間は聞く一方でしたけれども、最後の公聴会の時にダム賛成意見とダム反対意見がまったく同数でした。その中で、ダム反対する人たちの中に多くの意見が利水の問題を言っておりました。つまり、今でさえ水道料金がえらい、これ以上水を多くしてくれると、私たちは水道料金に対する負担がとても困るといような意見が私の記憶にあることと、節水という運動が浸透してるから、そんなに飲料水を上方修正してほしくない。

宮地委員長

はい。この間そうですね。

松島（信）委員

上方修正することが納得いかないっていう意見があったんです。これ本当にそうなのかな。公聴会に出てきた人だけの意見なのかなということが一番疑問に思いましたし、一番手っ取り早いのは、山ノ内町の温泉街ですよ。その温泉街で一体、温泉やっておる人たちが上水道に対してどういう意見を持つのかなということで、星川温泉とか、それから対岸の、ちょうど角間川の兩岸の温泉ですよ。それと上の渋とかね、そういうところの中で温泉やっておる人たちは、そんなに何人も聞いたわけじゃないんですけれども、特に営業を活発にやっておる人を観光協会の人から紹介してもらってですね、実際行って聞いてみたんですが、これ以上水道を多くするなんてとても私たちはのめないっていうんです。今でさえもう経営上苦労しておるんで、そうかといって水が足りないわけではないと。それで実際現場へ行ってみると、どうやって水を確保しておるかという、上水道の水を温泉の洗い場の水に使っているんじゃないかと、横湯川や角間川のすぐ横に、堤防よりむしろ低いようなところに温泉街あるんです。そういうところは伏流水みたいな水が結構あるんで、要するに個人井戸が温泉やっておる人は結構持ってる。そういう井戸の水を洗い場に使っていて、それで洗い場のところに「この水は上水道ではありません」って、わざわざ書いてあるんですよ。温泉水をうめるためにも使っておるらしいですけどね。それで、ましてや洗い場にはお湯も出る栓がありますね。そのところは「温泉水です」って書いてあるんですよ。つまり沸かし湯じゃないっていう意味ですよ。そのくらい一生懸命やっているという状況なんで、だから、これは本当にあれだけの水の量を山ノ内町にしても中野市にしても本当に必要であるかどうかということには部会では一切触れませんでしたね。ですけれども、そのところに一番大きな問題点があるんじゃないかなと思うんですよ。それだけのたくさんの水を確保するためにこれだけの新しい水源を必要とすると。だからお金に換算すれば、こんな膨大なお金になってしまうっていうことに、この報告書は必然的になってきちゃうわけですね。

宮地委員長

そうですね。

その点は利水のワーキンググループの方も、なんか苦労なさったように前回伺っておりますが、工業団地の誘致とかいう話もありますし。工業団地を誘致したって四日市の方みたいに、愛知県みたいに、「水はいらねえ」って言ったところもあるようですしね、わからんと思うんですが。でも唯一上方修正をしたということは利水のワーキンググループの方もお認めだったですね、石坂さ

ん。

確かにどれだけいるかっていうのは難しいんですが、マキシмумを見てることは事実ですですね。この間のご報告ですとね。

松島（信）委員

だから、そういうマキシмумを見て計画を立てていってもいいものだろうかという非常に大きな問題を疑問に感じたわけです。

宮地委員長

調査した、確か利水の調査をした数字はやっぱり下がってるんですね、きっと。

石坂委員

コンサルタントの方は。

宮地委員長

コンサルタント。それは下がってるけど、要するに市町村の要望で、

石坂委員

そうです。

宮地委員長

上に持っていったということですね。だからそのへん、現実的な判断がいろいろ違うんだろうと思いますが。

その他いかがでございましょう。

何を聞いたらいいかな。

私ちょっと費用のことで伺いたいんですがね、これ勘定したところに、資料6を見ていただきますと、利水の負担が中野市が49億円で交付税措置が8億円、山ノ内町が5億円で交付税措置が2億円、この数字がたぶんこの間配られた中の角間のところの、ダムを造らない時に市町村負担が中野が41.1億で山ノ内町が2.6、この数字ですね。たぶん。そうですね。それとですね、ちょっと私わからないのは、その上にですね、治水の方について多目的ダムを造った時の利水者の負担23億円っていうのがございますね。これはどういうお金なんでしょうか。ダムを造った時の利水者の負担として勘定してないんですが、これどういうお金ですかね。

石坂委員

建設費に対する、事業費に対するんです。

宮地委員長

だからダム造ったら23億いるんですよ。

石坂委員

そうです。

宮地委員長

利水用には使わないけども、利水の目的には使わないけど、ダム建設のための費用として利水者が金出すんですよ、これ。だから、私この23億っていうのは別にいるんだろうという感じがするんですが、そうじゃないんでしょうか。この比較でいいんでしょうか。要するに、そこから水を取るからダムを造る時にそれだけ応分の負担をするという意味でしょうね。お作りになった方はご存じだと思うんですが、もしそうだとすると、費用の勘定うんと違うんですね。どっか

で。

はい、どうぞ。お願いします。

ちょっとマイクが入ってません。入れてください。

幹事（河川課）

河川課でございます。

今、議論になってます資料6の費用負担の治水と利水のところについてのお話だと思いきりけれども、治水のところに計上してます利水者23億円につきましては、これはダム建設するために負担していただいている金額でございます、だぶりにはなっておりません。

宮地委員長

最後何ておっしゃった。

幹事（河川課）

二重計上っていうか、利水の方とだぶりで計算はされておりません。

宮地委員長

しているんです。

石坂委員

別、おりません。利水とは別。

幹事（河川課）

おりません。

宮地委員長

だから、ダムを造るとするとですね、要するに利水者、市町村の負担はこの23億と下の数字、合わせたものということですね。

幹事（河川課）

はい、そうです。

宮地委員長

はい、わかりました。

そうすると、ここで私、この県の利水支援策の試算についてというところの比較はね、要するに、ダムを造らない時にはそういう金もいるだろうということになったら、だいぶ感じが違いませんか、これ。私そう思っちゃったんですが。ただ、これはやっぱり利水者っていうのは県じゃなくて市町村ですね、当然。

幹事（河川課）

そうです。

宮地委員長

そうですね。はい。だから結局、何かそうやってみますと、割合はどうかかわらんのですが、例えばこの表、資料2を見てもみますと、中野と山ノ内がダムを造らない場合に結局54.9億円と15.4億円、だから71億円ぐらいになりますね。それにダムを造った場合の41億円と2.6億円、43億円、それに23億円足すと66億。ちょっとやっぱりダムを造った方が安いことは安いですか。でも、差はそれほどびっくりはしない。ただ、山ノ内町にしてみるとどういう割

合になるのか。これはやっぱり取水量の比によるんですか。その23億の負担金っていうのは。1万 m<sup>3</sup>/日と何かだったな、確か。1万 m<sup>3</sup>/日と3千 m<sup>3</sup>/日か。1対3ぐらいになるんですかね。3対1か。10対3。

幹事（河川課）

山ノ内町の利水者負担金5億6千万円と、あと中野市の利水者負担金18億7千万円の合計でございます。

宮地委員長

そうですか。はい。

5億6千万円と18億7千万円。なるほど、そのくらい。そうすると、山ノ内町もやっぱり半分、15億と7億ぐらいになる。あれ、そうすると、中野市の場合がダムを造らない方が安いんですか。そういう感じになりますね。数値計算だけでいくとそんな感じになってくるわけですが。これはどっかで中野と山ノ内で痛みを分け合えないんですかね。そうはいかんか、やっぱり自治体は。そうはいかんでしょうね、われわれの財布のようなわけには。

私のお聞きしたいことは、わりにはっきりいたしました。

その他いかがでございましょう。私だけ質問してもまずいですから。

はい、お願いします。

幹事（河川課）

河川課ですけれども、先ほど資料6の説明で、治水の中の利水者負担金23億円と、あと利水の中野市負担金59億円とありますけれども、先ほどだぶってないという話を今させていただいたんですけれども、前回の角間部会の方の報告と、照らし合わせまして確認いたしましたら、ダブル計上されてございます。

宮地委員長

ああ、そうですか。

幹事（河川課）

はい。失礼いたしました。

宮地委員長

それじゃあ全然話違いますね。23億はこの中に入ってる。もしそうだとすると、利水だけに使う。どこへいっちゃったんだ、おかしいな。そうすると比べ方おかしくない。

石坂委員

これおかしいですね。この表がおかしいですね。

宮地委員長

どうもちょっとこの表の作り方がよくわからなくなっちゃったんですが。ダブル計上ですか。そうすると、この部会報告どこ、これは私も部会報告を見て数字はこれで私の持っておったのと一致してるなと思ってたんですが、二重計上だっていうことはどこでわかるんでしょうかね。

私はこの数字を別々にいると思ったのは、財政ワーキンググループの報告の中の数字があるんですよね。確か。この財政ワーキングの利水に関する部分とダムに関する部分の費用の試算があって、23億っていうのは、これだと私は二重計上とは思えなかった、私は思わなかったんです。わかりませんか。

はい。

幹事（河川課）

今、お手元に前回お配りしてました角間川部会の報告書。

宮地委員長

部会の報告書、皆さんお持ちです。

幹事（河川課）

はい。じゃあそれで説明させていただきます。

はじめに、治水の方に計上してます金額でございますけれども、別紙5をご覧ください。

宮地委員長

はい。

幹事（河川課）

ダム案の列を見ていただきまして、治水分が213.2億円、利水者負担金は22億9千万円で計上してございます。ダム案といたしましては、このトータルで236.1億円でございます。

宮地委員長

はい。

幹事（河川課）

次に別紙6をご覧くださいいたいたいですけれども、中野市分でございます。一番左側の列を見ていただきますと、ダム分ということで、利水者負担金18.7億円計上してございます。

宮地委員長

別紙6ですね。

幹事（河川課）

はい。別紙6です。

宮地委員長

中野市を見て、これの、

幹事（河川課）

一番左側の「工種」という列になりますけれども、一番上に「ダム分」ということで、利水者負担金18.7億円計上してございます。先ほどの資料6の方に挙がっていた59億円でございますけれども、その概算金額の合計欄を見ていただきますと、黒帯掛かっているところに59億円という計上がされております。この中にはダム分の利水者負担金18億7千万円が計上されてございます。

宮地委員長

上水道合計59億円ね。

幹事（河川課）

はい。

宮地委員長

はい。

幹事（河川課）

そうしますと、先ほどの資料6なんですけれども、利水の中の中野市の負担金といたしまして59億円という数字の中には、ダムを建設した場合の利水者負担金も計上されております。

宮地委員長

59億円っていうのは、上の18.7億とそれから水道新規施設分40.3億、これと合わせた数字だっていうわけですね。

幹事（河川課）

はい。

宮地委員長

そうですか。ちょっとそうするとこの書き方。

石坂委員

表がおかしくなりますね。

宮地委員長

そうですか。山ノ内もそうになってっちゃうわけですね。山ノ内は5.6、なるほど。合わない。

石坂委員

山ノ内おかしい。だって5億超えちゃうもの。

宮地委員長

ぼくは、はしたは丸めたと思ってたんですが、そうではないのかな。

ちょっと私が細かいこと聞きすぎてるかという心配もありますので、ちょっとそのへん調べてみてください。もういっぺん、すいませんけども。たぶん今のおっしゃり方だと、23億っていうのは59億の中へ入ってるらしいという感じなんですけどね。

それよりむしろ他のご議論、つまり問題点をいろいろ出していただく方がこれからの議論を進めるのには必要でございますので。

幹事（河川課）

すいません。

宮地委員長

はい。

幹事（河川課）

先ほど、数字が厳密に合わないというお話、ちょっと今事務局の方からも聞かれたんですけども、約23億円っていうことで、少数以下は丸めたりしている関係で合わなくなってます。

宮地委員長

私はそう思ってもいいんですが、そうですか、はい。大まかに言うと、もう23億は、治水のための23億っていうのはこの利水の方に入ってる。59億っていう中に入ってるっていうことですね。そうですか、はい。それは、もしそうだったらそれじゃあ私はその疑問はわかりました。やっぱり山ノ内町は負担金大きいと言うよりしょうがないんですが。

はい、すいません。どうぞ、話を腰を折ってしまったかもしれません。いろいろお読みになっ

た上の感想、はい、どうぞ。

植木委員

すいません。山ノ内がどうもわからない。今の話の続きなんですが、山ノ内がどうも数値が丸めたとしても合わないんですけれども。すいません。もう一度、利水者負担の部分とそれから費用負担の関係ですね。申し訳ございません。もう一度説明してもらえませんか。どうも私まだ理解できなくて前に進めないんですけど。

宮地委員長

ああ、そうですか。はい。それじゃあもういっぺん、この別紙、別紙でいいですね。要するに利水のワーキンググループの別紙のところの数字がどうなっているかと。

植木委員

6.5を7にしたのかい、これは。

高橋委員

6.5を7にした。

植木委員

7にしたのかい。

高橋委員

それはいいんだけど。

植木委員

じゃあ利水者負担が5.6を、

石坂委員

5.6を5にした。

幹事（河川課）

すいません、よろしいでしょうか。

植木委員

はい。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事（河川課）

今、別紙8のところの山ノ内町なんですけれども、ダム分としまして5億6千万円、概算金額の合計としまして、その列の下を見ていただきますと、黒帯掛かっているところに6億5千万円っていう金額計上しておりまして、これを約に直しまして7億円っていうような計上の仕方になっております。

植木委員

利水者負担はどういうふうになる。利水者負担は資料8では5.6億ですね。

幹事（河川課）

利水者負担金、内訳につきましては、利水者5億6千万円を5億円っていうかたちで、約5億円。

植木委員

どうして7億円にしないんですか。5.6億円にしないんですか。四捨五入でいくんでしょ、切り捨てなの。切り捨てなのかしらね。

宮地委員長

それはね。

幹事（河川課）

資料6につきましては、山ノ内町約7億円っていう、6億5千万円を7億円っていう計上にしておりまして、その内訳でございますけれども、この7億円っていうトータルに合うようにそれぞれ2億と5億っていうかたちで、約という計上をさせていただきました。

植木委員

わかりました。合計を合わせるためにやったわけですね。

幹事（河川課）

はい。

植木委員

そういうことですよね。結局。

幹事（河川課）

はい、そうです。はい。

植木委員

合計を7億にするために。四捨五入の考え方は抜きにして、ですね。

高橋委員

7億に合わせるためにやった。

植木委員

そう、6.5を7億に合わせるために、そのために利水者負担の5.6は5にしなければ合わないっていうことなんですね。

宮地委員長

おかしいな、そうかな本当に。

幹事（食品環境水道課）

はい。

宮地委員長

はい、お願いします。

幹事（食品環境水道課）

利水部分ですが、これは単純にですね、表の8で総額6.5億、これ繰り上げしまして7億と、総額。それで国と県の補助ですね。これが2.1億ということで約2億。残り7億に対して2億を差し引いた利水者、市町村が純粋にもつ部分を利水者として5億と計上してあります。利水者負担金っていうのは、これはダムの中のパーセントを掛けた部分の利水者負担金っていうことの5.6億ですので、それとまた5億はまた違う数字です。

宮地委員長

そうですか。おわかりですか。要するに、勘定をしたのは、いちいち追究するわけじゃないですが、資料2の数字は正しいんですね。純粋に必要なんですね。これが。ダムの場合には山ノ内は2.6億でよかったっていうことですね。ダム分5.6億っていうのどこいったんだ。どうもようわからん。私の理解が悪いのかな。ちょっとくどいようなんですが、今の話、山ノ内町はダムを造った時の治水分の負担で5.6億いるんだっておっしゃいましたね。そうですね。山ノ内町の場合に、ダムを造った場合の治水分で5.6億とおっしゃったですね。違う、ダムを造った中でのしょ。これ何ページになるのかな。とじちゃったもんでわからんですが。別紙の8です。すいません。私が間違っておったようです。頭の方を見てたもんですから。わかりました。なるほど。

私が言ったのは、どうもやっぱり間違えのようで、ここに書いてある数字は正しいように私は思いました。

そうすると、やっぱりこの利水の問題っていうのは金は大変ですな。あとは水を節約するよりしょうがない。

はい、どうぞ。

高田委員

山ノ内町の別紙8、別紙7。中野市ですが、硝酸除去施設に19.6億円になってるんですが、これはもう実用的に使える施設というのがあるわけですか。それと新規の井戸5カ所の水質はもう既にわかっているんですか。

幹事（食品環境水道課）

はい。

宮地委員長

ご返事いただけますか。

幹事（食品環境水道課）

はい。食品環境水道課です。

除去施設ですが、これは実際実用的なものはございます。それと水質等については、まだ何もわかっておりません。

高田委員

そうすると、そういうもんがかなり高濃度に出てきた場合の可能性としてここへ挙げておくと、そういうことですか。

幹事（食品環境水道課）

はい、そうです。

高田委員

それともう一つ、浄水場が27.6億、これも大きな金額ですが、これはヒ素の希釈のためというのは、既存の浄水場とかそういうもの使ってじゃなくて。

幹事（食品環境水道課）

はい。既存の浄水場の規模が1万 m<sup>3</sup> 規模じゃないものでして、他の水源の方と、今表流水使ってる浄水場ございます。それからヒ素が検出されてまして、それについての希釈水としてくみ上げた井戸の水を一度浄水場まで持って行かなきゃいけないと。そういう設計でございまして、それで1万 m<sup>3</sup> 規模の浄水場を確保しなきゃいけないというところで、一応こういう表現で書いております。

高田委員

1日分をためておく必要があるんですか。

幹事（食品環境水道課）

いえ、ためるわけじゃなくて、同時に表流水も入れて希釈するようなかたちで浄水していくというための浄水場です。

高田委員

このヒ素を希釈というのは、既存の水源のヒ素ということですか。

幹事（食品環境水道課）

そうです。

高田委員

これ金額27.6億というのはものすごく大きいんで、ちょっと不思議に思ったんですけど。

幹事（食品環境水道課）

既存の浄水場の規模も小さいってということと、あと若干耐用年数も過ぎてると、過ぎてるといっうか、年数も過ぎてるといっうことで、ある程度新設に1万 m<sup>3</sup> 規模の浄水場が必要ということですので、やはりこの27億ですか、このくらいの規模の費用は掛かると思われます。

高田委員

というより、この利水で中野市が62億円という金額、これ現状の自治体の能力では出せないですよ。だから、硝酸除去装置というのは水質もまだわかってないのに19.6億出して、浄水場の規模27.6億というのはべらぼうな金額ですね。普通の池を造るのにしても。だからちょっと手の届かないような数字ばかりが出てきているような気がするんですよ。別に最大値だという意味ではわかるんですけど、それにしてもちょっと現実離れた数字だなという気がするんですね。

宮地委員長

でも高田委員、これは部会報告を出した時に、財政ワーキングの方でその計画の数字を基準にして算出されたわけですよ。一応根拠がないわけではない。

高田委員

ええ、それはわかるんですけどね、出された数字自体が、例えば亜硝酸性窒素がどんだけ入ってるかということがわかってない。だから最大値を上げとくんだと、それはいいんですけどね、その最大値としても現実離れた金額じゃないかと思ひましてね。

宮地委員長

ああ、そうですか。

竹内委員  
いいですか。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

竹内委員  
角間の中でもそういう指摘もそれぞれありましたし、角間に限らず、いろんなところで井戸を掘ること自体の試算も高すぎるんじゃないかっていう話もあったんですけども、ただ、いずれにしてももともと水質はやってみなきゃわからないし、あくまで試算上として、ワーキングとして、財政ワーキングとして一つのものは示しなさいと、こういうことで試算したものですから、部会の中では参考にして論議いただきたいと、こういうことで、角間の中でもいろんな意見ありましたが、一応そこにとどまってるっていうことは、だからそれ以上突っ込むと調査してみなきゃ実際にはわからないわけで、一つの目安としてお考えいただきたいということの論議で、角間ではそういう一応論議してきておりますので、一応そのことは付け加えさせていただきたいと思えます。確かにやってみなきゃわかんないと思うんですよ。

宮地委員長  
この利水っていうのは、あれですか。全く初歩のようなことを聞いて申し訳ないですが、水道だけですか。中野市の方の農場とか、ああいうところへの農業用水も入ってるんですか。

松島（信）委員  
入ってないんじゃない。

竹内委員  
利水だけですよね。

松島（信）委員  
利水。

宮地委員長  
入ってる。

松島（信）委員  
いや、いない。

宮地委員長  
入っていない。水道だけですか。水道だけですか。大変なことですね。どうも入っていないみたいな感じ、ここに書いてあるのを見ると。

松島（信）委員  
今までの部会も、利水のところの試算はどっちかっていうと最大限をすべて採るという形ですよ。それで、ここの角間の部会の場合は最大値を、上水道の最大値を上乗せしておいて、さらにそれを確保するために井戸の数も最大限に採るみたいな、そういう方向であくまでも試算しておるわけで、だからあくまでもこれ試算なんで、これが実際にそういうように今後なっていくなんていう、そういう現実の問題とはかけ離れているわけですね。それをどう評価したらいいかっていうことは、実際、部会の期間ではできないんですよ。そんな短時間の間に。水源の状況も一

一つ私らが全部チェックできるわけじゃないですから。

石坂委員

いいでしょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

その問題については、さっきお昼休みに利水ワーキングの会員にも、まだ今進行中でいったん休憩になってるんですけど、この間県で決定していただいた利水の新たな支援策を実際に適用した場合に、多目的ダム計画を果たして変更した場合、市町村の負担がどうなるかっていうことにかかわる問題で、この経費の問題っていうのは、いずれにしても結論を出してく時に重要な一つのポイントになっていくと思うんですけど、今もお話が出るように、あくまでやっぱりそういう前提で試算をせざるを得ない、結局データ不足の中では致し方ないことなんですよ、現時点では。

逆に言いますと、角間の場合もこの比較表にも書いてありますし、私も今までの検討委員会でも発言させていただいてるんですけど、わかっていないことが、つまり調査してないことが多すぎて、逆に言いますと、調査をしていった場合にかなり、例えば水質、井戸の場所、費用っていうのを確定していくわけで、その場合には、はっきり言えることは、限られたデータで最大値で試算せざるを得ない状況の中でこの数字が出るわけですので、現実の問題としては調査に、そういう方向に進んだ場合ですけど、新たな支援策で50%県の支援がありますよね。その50%の対象になる調査を、必要ないいくつかの調査を行って現実がわかると。わかった現実に対してまた方法も検証していくし、費用を試算していくという過程を経てく中で、はっきり言えることは、明らかに費用はダウンしていくと思うんです。今試算しているものよりも、多くなることはあり得ない。つまり、だから現在出してる費用の比較だけでダム案とダムなしを比較しますと、角間の場合両論併記ですので両方を検証しなくちゃいけないわけなんですけど、その場合の前提になっている数字をそういうものとしてとらえて議論してかないと、もうダムをやめた場合、もうとにかく極端に費用が増えるんだということばかりは言えないと。

宮地委員長

なるほど。

石坂委員

はい。この費用は減る可能性が限りなくあると。調査の結果、かなり具体的に問題がなっていけばいくほど減っていくと、私はそう思います。

高橋委員

いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋委員

今、関連して。例えば、今県で出している20%と50%の数字をですね、この中野市と山ノ内に入れてみますとね、中野市は59に対して55になるんですよ。ダムによらない案で。今度、山ノ内の方はまた逆に6.5が15.4というように。ですからね、この額だけで果たしてダムが安いのか、ダムによらない方がいいのかっていうのはちょっと出ないですよ、これ。ケ

ース・バイ・ケースになっちゃって。

石坂委員  
出ないです。

高橋委員

中野市の場合59億がですね、20・50を当てはめて計算してみますと55億になるんですよ。県が今の支援策をやった場合には。逆に山ノ内の方は、ダムの際は6・5なのに対してダムがない場合は15・4っていうように、もう倍以上になるとか、だからこれをどうするかってことですけどね。お金だけで決定できるとかできないとかっていう話でもなさそうなんですよ。

高田委員  
いいですか。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

高田委員

今の話、非常に大事と思うんですが、判断する時の基準というのは、やはり金額が一人歩きする可能性がある。もともと長野県だけとはいいいませんが、多目的ダムを推進すること自体が地元負担を減らすためにやってるわけですね。

宮地委員長  
なるほどね。

高田委員

ですから、そこで今のような話になって、出てる金額というのは最大を見込んだ目安ですよと言っても、やはり金額が一人歩きするんです。それで先ほど私が指摘したような、調査してないから亜硝酸性窒素が出てくるかどうかということもわからない。そうすると、やはりわかっているものとわからないものの区別をはっきりして、単純に全部足し込んだらこうなるということだったら、この表で判断して、だからダムが必要だという話にならざるを得ない。それが判断を誤る原因になると思うんです。ですから、単純な足し算じゃなくて、注釈はいると思うんです。そこ読みにくくなるかもしれませんが、表現上のお願いです。

宮地委員長  
そうですか。

ちょっと私、頭が混乱してきてよくわからなくなっちゃってるんですが。最大限を見積もるといいうのは、こういう勘定の仕方の時にはそうなんです、だからといってそれをどのくらいならできそうかという話にするには相当何かやらなきゃいかんですね。そこらへんを、たぶん安くなるからっていうわけにはいかない面もある。

いや、実は私、この郷土とか駒沢見るとダム造らない方が安いですからね、そういう時にはこの数字をわりかし信用してものを言っとるんですが、率直なところを申し上げますと。高い時だけいろいろ文句をつけるのもちょっと気が引けるとるんですが。

松島（貞）委員  
委員長。

宮地委員長

はい。

松島（貞）委員

よろしいですか。

宮地委員長

どうぞ。

松島（貞）委員

ちょっとずれてしまいますが、私も、ちょっとよくわからなくて恐縮なんです、中野市のお話を聞いた時に、やっぱり全体として地下水の汚染がやっぱりあって、あそこは。

宮地委員長

はい、そういう話がありましたね。

松島（貞）委員

これ地下水の取水でなくて、やっぱり表流水の取水っていうのは中野の場合真剣に考える必要があるなっていう印象を持っておるんですが、部会の中の議論にたぶん出てこなかったと思うんですが、横湯川、横湯川ですかね、反対側のね。あそこが、急しゅんで荒れていて、横湯川の方はかなり砂防ダムとか治山のためのダムがたくさん入っておるんだけど、あの砂防ダムっていうか、向こうの水を利用するっていうような議論は全然なかったんでしょうか、部会の中では。

石坂委員

いえ、なかったですね。

松島（貞）委員

まったくなかったですか。そうですか。

宮地委員長

部会の中ではなかったかもしれんが、石坂さんおっしゃいましたね。

石坂委員

それは横湯じゃなくて、角間の、

宮地委員長

もっと上の上流のダム。

石坂委員

角間の上流。

宮地委員長

だから似てると私は思ったんですけど、そうではないですか。

松島（信）委員

それに付け加えてですね、中野の方は表流水取っとる水源を案内してくれたんです。その表流水は非常に水質は悪いんです。それであるとは、千曲川から伏流水を揚水している。これも水質は悪いんです。そういう実態が悪いとこだけ見せていただいたわけです。それで、今度山ノ内の

方はですね、そういう、実は現在どういう水源を使っておるかっていうことはまったく案内してくれませんでした。だから実態がよくわからないんです。部会っていう、ああいう制約された中でこういう問題を議論できるような、そういう認識不足っていうことが非常に大きいわけです。

#### 宮地委員長

そうか、それと関連があるのかどうかよくわからないんですが、例の豊水という話ね、下の方へ行くとたぶん水は悪いんですね、きっと水質が。でも上の方の豊水利用ということを考えてら、例えば山ノ内の方の水需要ということは何が足しにならないですか。今度のいろんなデータを見ますと、このデータでは角間川っていうのはわりかし豊水利用の可能性が高いですね。そういうことは、いや、実は前回私メモを自分で作ったときに、これは何とかいけるような気がするって私のメモに書いたんですが、それは後で消してあるんですがね、どうもその豊水利用、中野市の方にはなかなか使いにくいかもしれないが、豊水利用ってやっぱり考えられないんでしょうか、こういう時に。飲み水ですからあんまり使えないんですかね。

どうぞ。

#### 石坂委員

前回もちょっと申し上げて、ただ私も全体的な全体像っていいですか、さっきの調査のデータを持ち合わせないという点で、あまりちょっと無責任には言えないこともあって、部会ではあまりそのことは強調しなかったんですけど、今、松島貞治委員から横湯ってお話があって、それはちょっと私も思いつかなかったんですけど、というのは、横湯の方はとにかく崩落がひどいってイメージがあって、その水を豊水にしる何にしる利用しようっていう発想はなかったんですけど、合流する角間のダムの方の上は、前回もお話しました、その上流の方にある、いくつかあるんですけど、その一つである貝鐘砂防ダムっていうのは今後も安定的にそこからたまった土砂を骨材などに利用するように売っていくっていうことに半永久的に利用してくっていう位置付けがされているくらい、ある意味では、上流からの土砂はたまるんですけど、砂防としては安定して繰り返し使えるといいですか、その水質は、これもちょっと詳細な調査をしてあるわけじゃないんで、あまり責任持っては言えないんですけど、明らかに下流のヒ素の汚染や硝酸とかそういう、ヒ素の場合はやっぱり温泉の関係もかなりあると思うんですけどね、そういう鉱泉からは逃れている部分ですので、上流の汚染されてない水を何らかの形で利用できれば、根本解決になるかどうかはその水量との関係とかいろいろわからないんですけど、いずれにしてもその豊水の利用っていう可能性はまったくないとは言えないんじゃないかと、私は思っています。それを、だから例えば、計画の中に盛り込むについては責任ある調査をしないとできないんですけど、可能性はなきにしもあらずではないかというふうに考えていますけど。

汚染の問題について言えば、もう一つの問題としては、だから現在既に汚染されているものについて、逃れるために上流から取水すればそれそのものは汚染の心配のない水を確保できるんで、それはそれで重要なことだと思いますし、先ほどのちょっと話に戻って恐縮ですけど、水需要予測の上方修正の中の、修正するしないはともかく、水がたくさんいるという理由の一つには、やはり汚染されている水を希釈しなくちゃいけない、つまり薄めなければならない。その水の量っていうのもカウントされるんで、結局全体量が多くなるわけですよ。だから、それを汚染されていない上流の水である程度確保できれば希釈水の量そのものも減らすことができるってことと、さらに汚染の原因に迫って行って、特にヒ素の方はちょっと難しいかもしれないんですけど、例えば農薬とか肥料の関係であるかもしれない硝酸の関係とかね、そういうものの汚染源を絶つというような対策や手だてができるのであれば、いずれにしても希釈水の量を減らすことができたり、汚染そのものを少なくすることができて、全体の水の確保の問題はかなりまた違う検討が中身としてされていくと思うんで、汚染そのものがもう絶対に動かすことができないものとか、それはもう必ず希釈していかなくちゃいけないものとかっていう、今まで、まますげざるを得ない状況の中でいろいろご苦労されてこまできてるんですけども、改めて利水の問題を

検討していくにあたっては、そのへんもやっぱり踏み込める部分は踏み込んで検討していくことが重要ではないかなというふうに私は思いますけど。

宮地委員長  
そうですか。

松島（信）委員  
今の意見に付け足しなんですけれども。

宮地委員長  
はい。

松島（信）委員  
今、委員長、豊水の問題何かないかと言われましたが、これは角間ダムの計画地点の下に砂防堰堤があるんです。ちょっと高い砂防堰堤がですね。そこは中野建設事務所の説明によりますと、山ノ内の水を取るための目的でもあったって言うんです。実際にそういう設備も付いてました。でも、一気にそこ埋まっちゃって。

宮地委員長  
ああ、そうですか。

松島（信）委員  
ええ。実際に水道水を確保することはできなんだと。

宮地委員長  
そうですか。

松島（信）委員  
こういう説明を受けました。

宮地委員長  
そうですか。

松島（信）委員  
今、石坂さんの言った砂防堰堤は、またその上なんです。

宮地委員長  
上ですね。角間の上流なんですね、はい。  
前回はその話が出たと思ったんですが、その時もやっぱり水道水として利用するには厚生省とかそういうところの話も必要だという、何か非常に難しい法律的なものもある、問題もあるという話が出てたと思います。

ここ、本当にどう考えてたらいいですかね。どこをどういうふうに問題点としてとらえていたら。水需要は適正かという話は前から出ておりますが、だからそれも行政の問題があると、そう一概に減らすこともできそうもない。できそうもないって言っちゃあ、ちょっと先走りすぎますが、難しい問題がありそう。

石坂委員  
すいません。

宮地委員長  
どうぞ。

石坂委員

話がちょっとあちこち飛びますが、今までの議論の中では、今の上流部からの取水の可能性、豊水水利権の活用の可能性、それから、話がいろいろ飛んでつながってないんですけど、新幹線のトンネル掘削にあたって湧水が、これはかなり説明によりますと水質もよい豊富な水が現時点では出ているものに対して今後どうしていかってという可能性、それから扇状地一帯の井戸を深く掘削したりすれば可能性があるであろう水とか、いろいろあるんですけど、いずれにしてもこの場合は調査が絶対に必要になってくるんですよね。そういう、どの方法を採用かにしても。その調査に、だから今回の県の50%の支援策を活用して効果的な調査をするってということなしにはね、次に進めないんじゃないかと私は思いますが。具体策を決めていく段階では、もうそれは絶対にやらざるを得ないと思いますよね。

宮地委員長

なるほど。そこに重点がある。

竹内委員、角間の部会の委員として何かおっしゃることございませんか。

竹内委員

砂防堰堤からの豊水の話も、豊水の話はどこまで詰めたかっていうのは、ちょっと部会の中では論点としてはあんまり記憶にないんですけども、部会とすればですね、報告書の通り、いわゆる地下水対策、他はみんな困難っていう結論になってるんですよね。ですから、そのへんの兼ね合いがですね、ですからもう一度、例えば砂防堰堤からの取水、豊水と考え方も含めて現実的にどうすれば可能なのかという論議は、今のお話についてはですね、幹事の見解を含めてちょっと整理をしておく必要私はあるんじゃないかなと思うんです、その点はね。この間から豊水の問題も含めて論議はされてるわけですけども、ただ地下水で先ほどのお金の話があって、お金の比較すれば、とにかく山ノ内は大変な、ダムの場合に比較すると大変な金額になってしまうということがあって、また、あるいは希釈の話も含めて、先ほどこうすれば安いという話も含めてあるんですけども、ただ問題は可能かどうかというところの論議がやっぱり確認しておかないとちょっとまずいような気がするんですけども、ちょっと私も角間の時の論議の経過、これ見ると、今のお話の角間川砂防ダムからの取水っていうのは出てて、あと河川からの取水っていうのが出てまして、それについてはいろんな事由？理由？があるんですけども、水利権だとか、あるいは先ほどの土砂でいっぱいになっちゃうっていう話も含めて困難ということで整理されてるんですけども、ちょっと私も記憶定かじゃないんですけど、そのへんどういう整理されたですかね、ちょっと確認。私もちょっと部会出てたんですけど、1、2回休んだこともあるもんですから、ちょっと記憶が定かじゃないんですけどね。報告書だとそうなるんですよね。そこへ、それと新しい論議もちょっと入ってるもんですから、ちょっとそのへんの整理がされた方が、ちょっと私もよくわからないんですけどね。

宮地委員長  
そうですか。

竹内委員

ええ。整理していただければありがたいと思う。

宮地委員長

私も角間の方の部会を、

竹内委員

地下水案なんですよ、利水は。

宮地委員長

報告書で読んでるってことなんです。

竹内委員

困難になってるんですよ。困難になってるんです。先ほど来のお話。ただ、今の新しい話も出てるもんですから、ちょっとわかんない部分があるんですけどね。松島委員さん言われたことは新しい話だと思うんですよ。

宮地委員長

はい、どうぞ。松島委員。

松島（貞）委員

先ほどの話の続きで、私はあそこの川は砂防堰堤を造るに非常にふさわしい砂防河川だというふうに思っております、今まで砂防ダムの水を利用するっていうか発想だったのを、逆にですね、利水ダムじゃなくて砂防ダムを、利水のために砂防ダムを造るっていうような発想を持ってですね、これを考えていったらどうなんだろう。先ほどの、いっぱいになった砂防ダムの下にさらに砂防ダム、黒沢のような考え方で、積極的に砂防ダムを活用するっていうので、公聴会の意見にもあるんですが、中野市は何回か井戸を調査したんだけど水質が悪くて使えなかったっていう事例もあるっていうようなことを述べられた方もおられるようだし、また部会報告の19ページに、番で「広域的視野で地下水、表流水調査を継続的に実施し」というようなことが部会で確認されたっていうようなこともあるのを見ると、広くさらに水は調査して、こうということもたぶん部会では議論されたというように思っておるんで、一つの方向としては、砂防が必要な河川について砂防関係から水を取水する、表流水を使うっていうようなことは考えていったらどうなのかという意見を持っております。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高田委員

この新幹線トンネル、毎分17立米は非常に大きな水源です。水が出ているわけですけど、これを何とか利用する方法というのは一番優先的に取り上げるべきじゃないでしょうか。これ新和田トンネルの時でも出たんですが、あそこは一応市町村境界で決めてるんですね。実際は使っていないわけですけど、その権利は、誰のものかというのはもうひとつはっきりしない。あれは直接砥川に流れてるので役には立ってるんですけど、こちら側では、これ手つかずですね。もちろん川の流量が増えて、維持水量が増えたということはいいことかもしれないんですが、一番最初に優先的に持ってくる話じゃないかなと思うんです。ここでは、要するに利用権が誰かということが明確でないということのようですが、この種の水を使っているところというのは非常にたくさんあると思うんですね、現実的に。この種の問題も水利権の問題と同じように、出たは消え、出たは消えするんですけど、現にあるものを使わない手はないだろうと思うんですけど。

宮地委員長

はい。

松島（信）委員

それに付け足していいですか。

宮地委員長

はい。

松島（信）委員

今、高田さんの言われたことはその通りだと思うんで、一番近い将来に可能性があるわけですね。トンネル完成そんなに長い先の話じゃないんですから。それで、トンネルの区間は全部中野市、末端は飯山市の境界なんですね。出た水はすぐ千曲川へ流れちゃいます。今、あのままだったら。だから、それに対して反対意見は、一番下流域だからポンプアップしなきゃならんという意見もありました。でも、それはそんなに大したお金掛かるわけじゃないと。次は、鉄建公団っていうか、JRの方でどうするかわからんとか、または、新幹線が絶えず線路の上を走って鉄粉だとかいろいろのものが水に混じっちゃう可能性があるとか、実際はそんなことはないはずですけどね。そういうような憶測のようなことで、あんまり県の担当課の人が説明に1回来てくれたんですけども、大変消極的な返答しかしてもらえなかった。鉄道公団の方は実際部会にも出てきてくれなかったと。熱心な特別委員が、直接公団の方へ聞きに行ったら、「いや、そんなことはありませんよ」と。「協力させてもらいますよ」って言って、その人には非常にいい返事をしたっていうんですね。だから、そういうこともこの部会報告の中に積極的に進めてもらいたいっていうことを確かに書いてもらったと思うんですけどもね。

高田委員

ついでに言うと、新和田トンネルの場合でも、この8ページに書いてあるように、将来にわたって湧水が継続して同じように出るかわからないという話があったんですね。しかし、あそこのトンネルだって、もうできてから非常に長い間、雨が降る限りは必ず出てくるわけです。ここでも工事中は多いけど工事完成後は減る。これは当たり前前の話で、定常状態に入るだけですから。それと理屈から言うと、トンネル掘った人はその空間を利用するだけで、水を求めたわけでもなんでもない。水はむしろ邪魔者かもしれない。ですから、私はこの部会で飲料水に関してはこれを最優先に取り上げるべきじゃないかなと思っているんです。水質だって、もうここでは非常にいいと書いてるわけですから。

松島（信）委員

それで、公団の方の地下水調査の結果が地質断面で示されたんですけども、そこは被圧性の、200mくらい地下に被圧性の地下水のたまりがですね、相当の面積を占めてあるんですね。ですから、そのことによってすぐ水量がどうのこうのという問題にはならない。ただ、その直上にある田上の名水っていうのが枯れちゃったので、そこへ現在はポンプアップして田上の名水を維持しとるといって、そういう説明でしたがね。

宮澤委員

委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

今のトンネルのその案は非常にいい案だと思いますけど、部会では費用とか、そういうような計算とか、そういうものはされたんですか。

石坂委員

はい。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

さっき、そういう意味も込めて発言させてもらったつもりなんですけど、今松島委員からも発言があったように、そのすべてのことについてのデータが質問しても出ないわけですよ。限られた条件の中で、時間も限られている中で議論せざるを得なかったわけで、常識として、例えばトンネルを掘る時に、どこに水脈があって支障なくトンネルが造れるかという調査を当然鉄建公団ではされていると思うんですけども、そういうデータの提供も実際には部会にはされなかったし、そういう具体的なことに基づいての論議っていうのは事実上不可能だったわけですよ。ただ、部会の委員の中からは今も出ているくらいですから、新幹線の湧水に期待をする意見はかなり出ました。しかし実際にはそういう意味での試算もできないし、データに基づいた検討ができない中で、最終的な部会のとりまとめ案に入れるわけにもいかないということで、すべてはデータと調査をそろえなければ議論できないという状態まま議論をとりまとめしなければならなかったんで、そういう意味では、私も先ほど申し上げた、上流の砂防ダムからの豊水の利用みたいなことも可能性としてはあるんじゃないかというのは思ったんですけど、それも含めて、やはり責任を持った案として提示できるだけのデータはなかったんでね、結局井戸案というおかたの意見のとりまとめになったわけなんですけど、それとて決定打っていうことには、そういう意味ではできないっていう状況の中だったと思いますので、今、改めて部会の議論になったかならないかって、先ほど竹内委員からのご質問もありまして、私も積極的に、例えば砂防ダムからの取水は発言あえてできなかったというかしなかったんですけど、ただ、とりまとめの意見として、この部会報告の別紙10のところに、私も含めた角間部会の委員の一人ひとりの最後の部会の議論を経て、最後の結論的な今後の検討課題とか、自分が得た結論とか意見を述べてある中の最後に、やっぱり上流からの取水が適当だと思うんだけど、それにしても十分な調査をしない限り結論は出せないという意味の意見を言わせていただいておりますけどね、そういうことなんです。だから湧水のことについては、だから試算以前の問題で、データがないわけですよ。議論をするにあたって。

高田委員

委員長、今の件に関して、松島さんにお聞きしたいんですけど、トンネルの出口から水が必要な中野市の中心まで、どれぐらいの距離かというのと、落差、高低差はどれぐらいになるんですか。

松島（信）委員

はい。

地図見ないと答えられないんですけども、結構あります。

高田委員

ありますか。

松島（信）委員

落差はそんなにはないですけど、距離はあります。

高田委員

そうですね。ただ、ここではさっきの資料8なんかで、導水管が2 kmとか、そういう数字がここへ出ているわけですけど、それに匹敵するぐらいの距離ですか。

松島（信）委員

もっとあると思います。

高田委員

もっとありますか、はい、わかりました。

宮澤委員

委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

そういうような皆さんの意見ができて、検討委員会としてのそういう方向もまとめたならば、やっぱり具体的にいくら掛かるかっていう数字を幹事会にでも算出させて、そして提出をされてからその問題について前へ進めるという以外には、今の状況でこれを強力な案として持ち出すというのはちょっといかがなものかなと、こんな感じがしますが。

宮地委員長

そうですね、今のトンネルの話、確かに有望なんだけども、大体いつごろでき上がる予定なんですかね、あれ。つまり、そういうところから水を取るということになると、ある程度工事がいつごろに完成してということは、ひとつその段階でないとはっきりした計画にならんでしょうね、きっと。どうなんですか。まさか、見積もりだけじゃいかん。そういう。

石坂委員

見積もりよりも、それはもう、もし本当にその可能性を探っていくなら、早くしなければ、トンネル工事そのものはトンネルは安全に造るということが至上命題なんで。

宮地委員長

そうですね。

石坂委員

完成にあたっては、水が外に漏れないように閉じ込めて終わると思うんですよね。

宮地委員長

ああ、そういうことだね。

石坂委員

元に戻して。基本的には、そうじゃなくちゃ、利用できるように流し続けてトンネルを完成するってことはないと思います。

宮地委員長  
ああ、そうですか。

高田委員  
それは、止めることはたぶん無理です。

石坂委員  
止めるというより、戻す。元に。

高田委員  
トンネル掘削した後で水を止めるということはほとんど無理だと思います。

宮地委員長  
止められないけども。

高田委員  
減らすことはできる。

宮地委員長  
今のおっしゃったのは、元に戻す。つまり、ずっと抜け出し続けたらトンネルの安全性が保てないということですか。

石坂委員  
と思います。

宮地委員長  
そういう心配はするでしょうね。当然ね。

松島（信）委員  
そうじゃなくて。

宮地委員長  
ああ、違う。

松島（信）委員  
ええ。その水は、トンネルを完成した時点においては、現在出て得る水より量は減ることは確かです。

宮地委員長  
はい、そうですね。

松島（信）委員  
ええ。でも、完全に水がでなくなるのではありません。水は浸出します。

宮地委員長  
出てきますね。たぶん。

松島（信）委員

その水をきちんと排水できるような仕組みを造っておかないと、トンネルがまた寿命が短くなっちゃいますので、だから地下水はきちんと外へ流します。

宮地委員長  
出る。

松島（信）委員  
出続けるわけですが、その量に関してはトンネルが完成してみないとわからないわけですね。

宮地委員長  
そうですね。つまり、そういうことを計画に盛り込むのには、正確に盛り込める段階っていうのは、ある程度話が進まないといかんわけでしょうか。今の話だと。工事がある程度。

松島（信）委員  
その量を何 m<sup>3</sup>/日というようなものは、今の状況で決めることは、それは難しいかも知れません。

宮地委員長  
なるほど。  
前回もちょっとその話はあったように思うんですけどね、どうも何かつかみどころがなくなってきたらうんですが。

松島（信）委員  
でも、それは新和田トンネルと同じで、このまま放っておけば、新和田トンネルと同じような運命になっちゃいます。

宮地委員長  
そうですね。つまり、使える限りは積極的に使う方がいい、という話と、その量の問題がある。しかし、そういう意味でいうと、砂防ダムの方が計算はしやすいでしょうか。ただ、いろんな法的な問題があるかもしれませんですね。

高田委員  
砂防ダムはね、この川の場合というのは埋まる運命に必ずあるんですね。だから、黒沢川のおそこはちょっと事情が違うと思うんです。

宮地委員長  
なるほど。はい、はい。

高田委員  
ですから、これは池としてね、維持するんだったら小型のダムですよ。そうしたらしょっちゅう浚渫せんとだめだと思いますね。私は新和田トンネルにしても、このトンネルにしてもいいのは、水質が非常に安定して非常にいいということ。だから表流水とかこの付近のやや危険な地下水という、そういうものはまったくない。だから、単に送るだけだと思います。だからコストの面からいっても非常に有利なもんだと思います。

石坂委員  
どちらがいいという問題ではないんですけど、私は新幹線のトンネルの湧水も、できれば検討できればなという意見ではあるんですけど、ただ、埋まる運命にあるっていう今の先生のお話の

その砂防ダムについて、現時点でさっきお話しした貝鐘砂防ダムについては、埋まるんだけども絶えず浚渫をしてそれを売って空にしていってという位置付けの現時点でもダムですので、埋まってしまって終わりというダムではないという県のご説明ですので、砂防ダム。

宮地委員長  
どうぞ。

竹内委員

先ほど言いかけてやめたんですけど、要するに角間部会の、角間川砂防ダムのからの取水については、ここに「角間川部会で審議された主な利水代替案について」というところにですね、整理されているんですけども、「水利権は安定取水ができるものに許可され、砂防堰堤は水をためる機能を持たないので水利権の取得は不可能である」と。「砂防ダムから取水している事例はあるが、もともと水利権があったためである」という一応整理がされていて、それで「ダムによらない代替案は困難」という整理がされてるんですよ。ですから、その論議の経過からすれば、今のお話が新しい提案も含めてあるわけですけども、豊水という考えも含めて、例えばそれを持ち上げたとしても可能かどうかということ私は先ほど申し上げていたわけなんです。それで結果として先ほど、ただ、今論議されていた鉄建公団のいわゆる高社山トンネルの話は、部会としては鉄建公団と定期的に情報交換をして新たな水道水源として活用を検討していくということで、一応方向付けられて、検討課題で残っているわけですね。だからそのへんがね、ですから先ほどのお話のように、可能性が見えないんで地下水という、一応部会としては整理はされているということになりますと、砂防に関していえば、可能性があるかどうかと、今の論議でですね。そこは整理しておかなきゃちょっとまずいんじゃないかなと、方向を出すにしてもですね、そういう意味でも先ほど申し上げたつもりなんですけど、可能であるとすればいいんですけども、検討委員会としてね持ち上げて、それは。

高田委員

いいですか。その砂防ダムというのは、川せき止める小型の普通のダムなんです。私は小さいそういうダム湖を造る場合は一発で埋まってしまいう危険がある。とにかくここはすごい川ですから。それで、上手な貯水池というのは細洞ため池ですね。あれは、駒沢川の豊水量を上手に池へ引っ張ってきて、あるいは上川の計画されてたダムです。そういうふうなものがここへため池的に造れるんだったら非常に私は好ましいと思うんですけど、本川をもろにせき止める砂防ダムというのは、今、竹内委員が言われたような、そういう矛盾のある工作物だという気がします。

藤原委員  
はい。

宮地委員長  
はい、どうぞ。

藤原委員

砂防ダムっていうのは埋めるために造るわけですよ。埋まるのが砂防ダムの目的なんですよ。

宮地委員長  
そうですね。

藤原委員

そうすることによって、その河川の安定こう配を求めるといのは砂防ダムなんでね、そうい

うことが、要するに水を取るために砂防ダム造るっていうのは本当に可能なんですか。  
たぶん砂防課長さんのおいでになってないけど。

やったところがあるっていうのは、あれは知恵でやったにしてもね、それは本来は砂防ダムっていうのは埋まることが目的になっている。そうですね、植木さん。

植木委員  
そうですね。

藤原委員  
ですから、埋まることによって、河川のこう配を安定こう配に持っていくっていう目的があるわけですからね、それにもかかわらず浚渫をして水を取る目的っていうのは、ちょっと砂防ダムっていう名前ではいけないんじゃないかと思いますけどね。

松島（信）委員  
いいですか。

宮地委員長  
どうぞ。

松島（信）委員  
今、高田さんの言われたことはその通りいいと思います。でもそれはね、部会で全然議論されなかったんです。私は場所があると思って見ていました。でも議論しませんでしたので、もし議論するとならば、改めて検討委員会で議論しなきゃならないと思います。その場所はですね、角間川の合流点のすぐ上に古いダムが1基あるんです。低いダムなんですけども。その付近は河床は結構広い。

宮地委員長  
あすこならあんまり埋まらないというわけですか。

松島（信）委員  
いや、それはダムとは関係ないんですから埋まらない。本流じゃないんですから。

植木委員  
よろしいですか。

宮地委員長  
はい。

植木委員  
確かにため池だとか、そういった何らかの形で上流部に水をためて利用しましょうっていう考え方は何度か出たわけですよね。ところが問題なのは、そこへ水利権の問題が出てきて、これがうまく調整できるかどうかっていうのが確かあったような気がするんですね。結局水利権にかかわっちゃって下の方の八号地区でしたっけ、どこでしたっけ。

松島（貞）委員  
八ヶ郷。

植木委員

八ヶ郷ですか、そうですね。そこがかなり以前からそういった水利権を持っていたりですね、それから現在でもある程度の水の量あるんだけど、農業用水を取ってる人たちがそれを許可するかどうかという問題があって、かなりそのところで結局はうまくいかなかったような話ですね、だからもうそのまま持ち越してきちゃったかたちになったような気がしますね。

宮地委員長

どうも話があんまり透明にならんのですが。

松島（貞）委員

委員長、もう一点。

宮地委員長

どうぞ。

松島（貞）委員

砂防ダムの見解は藤原委員の言われた通りだというように思っておりますが、それはそれとして、新和田トンネルの湧水の、砥川の時の話の時に、砥川に流れて維持流量確保できないっていう話もあったし、利用できるのかどうかっていう検討とかがあった時に、あまり真剣に検討してくれなかったというのは、どうすればこういうふう利用できるか、またその利用方法は、という話が、最終的に部会の方でその案はなくなったというように思っておりますが、前段で調査してほしい、検討してほしいといった時に、あまりされなかったような印象が残っておりまして、今回はこの高社山トンネルの話は、ぜひですね、次回までには鉄建公団のさらに見解であるとか、距離がどのくらいでとかがってというようなことは、ぜひもう少し具体的に検討して、少しわかりやすいような資料をぜひ、可能なのかどうかということも含めながら出されたら出してほしいというように思うんですが。

宮地委員長

なるほど。

高田委員

今言われた、砥川の時もかなり皆さん乗り気だったんですけど、何で消えたかはっきりしないです。要するに、山すそから砥川にもともと流れている水、わき出た水をあそこでまとめてだけじゃないかと。現にあれは砥川の普段の維持水量として利用されてる。特に下流のワカサギ漁の時の、とかいうことで、あれを独立に流れている水とは見なかった。そういうことだったと思います。それでなんかうやむやになった。それとその権利関係がもうひとつはっきりしなかったという。

宮地委員長

どうぞ。

宮澤委員

私も今松島さん言われたように、先ほども言いましたが、調査、もうちょっと具体的な資料をね、幹事会の方から提出してもらって議論に乗せていった方が。今、新たな水源をどうするかっていう問題ですよね。今、部会報告では井戸からということですが、それが多額になってくる。だから、新たな水源を違うところに求めると、こういうことですが、砥川の場合は、具体的に今はあれは幹事会の方っていうか、結論出して幹事会の方へ投げてあるわけですよね。具体的には、つまり、道路管理者である知事と、それから両町村とで話し合いをして、具体的にはあれを使っ

てもらいたいと。持ち込むところをいくら費用掛かるかっていうところまで計算して部会で出したと思うんですね。そのところで具体的なその以上、要するに三者の話し合いが行われてなかったからテーブルの上に乗らなかったんですね。そういうような経過がありますんで、今回こういうなかたちで新たな水源を求めていくというかたちの中へなってくるとしたならば、やっぱり具体的なもっと明確なデータを委員会に出されてないと、これはやっぱり議題に乗るっていうのはなかなかいかなものかなっていうふうな気がしますけどね。

宮地委員長

砥川の場合、確かにもう流れ込んでしまっているから、それだけ取り出して使うっていうわけにはいかなかった。今度の場合には一番下流のところですからね。そういう意味で流れ込んでいない。これからの可能性がある。今、松島委員がおっしゃいましたように、高社山についての少しデータをぜひ集めていただきたい。いかがでしょう。そういうことお願いできますか。鉄建公団あたり、今どのくらい出てるか。工事はいつごろまでかかる予定なのか。そういうことも含めて、ちょっととにかく、やっぱりわれわれとしてそこはかなり望みを掛けたいという気があるとすれば、それをお願いしていただけませんか。

田中治水・利水検討室長

今、データというお話でございますけども、工事の完成時期とか、あるいは。

宮地委員長

水量。

田中治水・利水検討室長

水量はこの前は1.7m<sup>3</sup>毎分。

宮地委員長

1.7m<sup>3</sup>。それはわかってるんですか。

田中治水・利水検討室長

というようなお話がございました。

宮地委員長

毎秒1.7m<sup>3</sup>ね。

田中治水・利水検討室長

あと具体的に、どういうデータ。

松島（貞）委員

あのすいません。

もし、それを取水して配水池だったら、このへんに配水池を造って引っ張ってくると、どのぐらいの距離が掛かって、どのぐらいのことをすれば大体飲料水として利用できるかっていうような、そのことはいかがでしょう。できます。

宮地委員長

それは、鉄建公団がやることじゃないかもしれない。県の方がね考えることですよ。

松島（貞）委員

県の方です。県の方で。

宮地委員長  
引っ張ったとして。

宮澤委員  
そうですね。それともう一つですが、せっかく今高田さんから、松島さんも具体的な場所挙がって、ため池構想っていうのが出たんですから、その構想も具体的に新たな水源として具体的な試算を出してもらってというのは大事なことだと思いますが、いかがでございましょうか。

高橋委員  
それはあれじゃないですか、水利権の問題は絡みませんか。

高田委員  
ダム造る時と同じで、出水した時の水を貯める。だからそれは豊水水利権でもないんですけど、それは今現にダムを造ろうというときの話と同じなんです。

高橋委員  
ええ、それはそうでしょう。  
ダムできれば分けられるんだけど、それだけ、それはちょっと無理だね。

宮地委員長  
うん。そりゃそうですね。

高橋委員  
場所じゃないですね、水利権の問題ですよ。

宮地委員長  
そうだね。

高橋委員  
それはもうまずだめだね。

宮地委員長  
ちょっと違うかもわかりませんね。  
やっぱりちょっとまだはっきりしません、やっぱり何かの方法で水をほしい。水源を確保する方法はないか。つまり、今高社山の話も出ましたけども、他にダムを造る、要するにさっきから話聞いていますとね、これ多目的ダムって言うけども、要するに利水ダムを造るっていう話になりますよね。結論的に言うと。実際、洪水に対してはパラペットを使えば3.3億で済むっていう話だとすれば、利水ダムを造りませんかという話になりそうな感じがある、一方では。しかし市長さん、町長さんは多目的ダムの推進をということを言っておるわけですけどもね。

高田委員  
角間川の問題の扱いは、ちょっとよくわかりませんが、部会報告には、素材としては一応網羅されてると思うんですけど、

宮地委員長  
はい、そうですね。

高田委員

どこまで煮詰めるかいうのを、この検討委員会で全部やらないと仕方がないですね。

宮地委員長

部会はとにかく両論併記で出てきてるわけでございますんで、私としては完全に料理ができるかどうかわからんけども、委員会としてこれについての考え方を作らなきゃいけないと思います。

高田委員

そうすると、今出てきたトンネルの水とか、それと井戸を造る場合、ダムの場合、トンネルの水を引っ張ってくる場合。高橋さんがちょっと無理だ言われたけれど、そういう利水ダムですね、ため池というか、

宮地委員長

結局利水ダムですよ。率直に言えば。

高田委員

ええ。そういうふうなものも一緒に考えて、部会報告として、その可能性の程度はまた誰かが判断するにしても、そういう資料をまとめんといかんということになりますでしょう。

宮地委員長

どうもこの角間の問題っていうのは問題は深刻ですから、小さいところじゃないから、かなりしんどい。逆にいうと、ダムを造ったら県の方がつぶれるかもしれんという話があるわけですね。ダムを造らなかつたら市町村がつぶれるかもしれんと。どうも「中ならんと欲すれば高ならず」という話になりそうな気がします。

松島（信）委員

もう一つ別の意見なんですけども、

宮地委員長

はい。

松島（信）委員

これはまったく予想しか今のとこないんですけどもね、さっき横湯川の方からの水源っていうのは、山ノ内町では実際現在もある程度取水しておるわけですね。地下水として。

宮地委員長

地下水としてね。

松島（信）委員

この地下水の水源っていうのは、横湯川をしばらく入った非常に急峻な地形の横湯川の左岸側なんです。つまり、志賀溶岩の中から出てくる地下水なんです。この実態は調べてみないと、実際にどの程度今それを利用しとるかっていうことはわからないんですよ。調べてみた結果ですよ、その地下水がもっと利用できるかどうかはまだまだ未知だと思うんです。ですけども、部会の中ではもう積雪期に入っちゃいまして、そんなことも不可能でした。

宮地委員長

でも松島さんのさっきのお話ですと、相当程度使ってることは事実ですね。

松島（信）委員  
はい。

宮地委員長  
何か温泉水と他の、

松島（信）委員  
その温泉街に入りますとね。

宮地委員長  
区別してるわけですね。

松島（信）委員  
ええ、そうです。

宮地委員長  
だからそれ使ってるわけですよ。

松島（信）委員  
使ってます。それは堤防内ですね、護岸堤内のところへ、縦井戸を掘りましてですね、そこから掘り上げてる井戸ですね。

宮地委員長  
例えば、上の方で何か水源を見つけたっていうと、下の方では今まで使っていたのが使えなくなるとか。そういう問題かな。

松島（信）委員  
そういう意味とは。

宮地委員長  
それはない。

松島（信）委員  
全然競合しないものです。

宮地委員長  
ああ、そうですか。

松島（信）委員  
ええ。

宮地委員長  
ああ、そうですか。  
2時間、ちょっと駒沢の話が入ってましたけども、お昼から2時間たってるんですが、どうですかね、これ、ちょっと今のところまだ角間についてここんところはポイントだよとか、山だとかいう話がまだちょっと私自身見えてきてないんですが。

高橋委員

ちょっといいですか。

宮地委員長

はい。どうぞ。

高橋委員

水利権の問題等をですね、完全にクリアできるにはね、本当の生活貯水池というようなものも検討してみたらどうなんですか。ダムと言わずにですね、いわゆる取水口を造るという程度のものでいいんですが、ちょっと私その川、角間川よくわからないんですが、そういうような位置がありましてね、そこで利水だけのダム、ダムって言うとまた問題が出るかもしれませんが、貯水池を計画してみたら、検討してみたらどうですか。むしろその方が安いんじゃないですか。

宮地委員長

私、具体的なイメージが浮かばんのですが、例えばどのようにするってこと。

高橋委員

いや、利水だけの、上水道だけの利水の取水ダムを造るんです。そうすると、すべて水利権の問題もクリアできるし、お金もおそらく安いだろうと思うんです。砂防堰堤といいますと、先ほど来出ておりますように、目的が違いますよと言ってますから、砂防堰堤に気の利いたようなものを造ればいいわけですよ。

宮地委員長

形はね。

高橋委員

はい。

宮地委員長

要するに小型の利水ダムってということですか。

高橋委員

そういうことです。

宮地委員長

はい。

高橋委員

それも検討してみたらどうですかと。

竹内委員

一応さっきお昼休みに、おまえ部会長代理だろうと言われましたんで、さっきからご答弁を申し上げているんですけども、一応部会審議でもですね、利水ダムって言っていいかわかりませんが、話が出まして、いわゆる年確率、10年から100年の関係でですね、高さも含めて検討して、一応やったんですが、問題は概算事業費として110億から130億円という話が出まして、それで、実質的にはダムによらない代替案には困難と、こうなった。それで中身というのは、要するにこれもやっぱり市と町の負担の問題で、利水ダムの場合、いわゆる国の補助の対象になるのかどうかということも含めて、負担がかなり市と町にいつてしまうと。多く負担が

いってしまう。ですから、例えばそれが新たな利水のワーキングで、じゃあそれは県が60%出しましょうと、こういう話になれば、それは当然市や町の負担は低くなるんで、またそれは浮上すると、こういうことになるわけなんですけども、だからそのへんまで踏み込んで今の話は論議しないと、利水のワーキングでひとつこれからもやるようなんですそのへんは。

高橋委員

利水ダムの話はありますね。そうしますとさっき石坂さんが言っているようにね、それこそ浚渫をしながらね、その程度のものでいいと思うんですよ。だからダムって言わなければいいんですよ。

高田委員

いいですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高田委員

この流況のグラフ4年分ほどですが、この角間川の流量って非常に豊富なんですね。非常に。

宮地委員長

そうです。そうです。

高田委員

それで時々厳しい時がある。ですから、先ほどから出ているダムというか生活貯水池というか、利水ダム。これはでかい出水の時のをためれば十分いけるんですね。だからそういう控えめな容量のものをちょっと考えてみることは必要だと思うんですけど。そういう適地が松島さんはあるということだったら。

高橋委員

取水口でいいんですよ、取水口。

高田委員

だから小さい堰造って、そっから出水した時の水をためておくという、そういう控えめなものをちょっと考えてもらうことも大事だと思うんですけど。

高橋委員

利水専用の取水口ってことだね。

宮地委員長

でも高橋さん、あんまり取水口って言うと、水利権の問題になるんでしょ。

高橋委員

取水口なら水利権が解決するわけですよ。それで。

宮地委員長

ためるからいいんじゃないです。ダムみたいに。ためるから利水。いいんですか。

高橋委員

工作物を造ればいいんですよ、それで。

宮地委員長

ああ、そうですか。

高橋委員

造って、それぞれの水利権を確保してやればいいわけですから。

宮地委員長

そうですか。

高橋委員

条件さえ整えてやればいいわけですから。

宮地委員長

それはよくわからないな。そうですか。

松島（貞）委員

郷土沢の時に、私はその利水ダムという意見をずっといいんじゃないかっていう話したんだけど、多目的ダムのうちの利水分をためるっていうようになると、県がまた試算すると、何とか高がどのぐらいで、こうしてやると多目的ダムが100億なら50億ぐらい掛かるっていう話になっちゃって、結局財源の問題でそれが採用されなかったっていうように思っておるんだけど、私も本当なら、例えば1mとか2mぐらいのなんか簡単な工作物造って、そこから水を取れば解決するんなら、その取水堰っていうのか、取水口っていうのか、そういうような表流水を取る方法っていうのは十分検討してもいいんじゃないのかなっていう。

宮地委員長

そうですか。

高橋委員

砂防ダムだと問題があると、こういっているわけだから、砂防ダムじゃない取水ダムにすればいいんですよ。取水口を造れば。

松島（貞）委員

それが、その。

宮地委員長

そうですか。

高橋委員

浚渫してりゃいいんですよ。浚渫すれば、水利権の問題が絡むから大変なんですよ。

宮地委員長

はい、はい。そうですね。水利権絡むと大変ですね。きっと。

高橋委員

さっきの高田さんの案も非常にいい案なんだけど、そこまで導水してくるわけですよ。ためる場所があっても取ってくるとこに問題があるわけですから、さっきの案はだめですよと私は言っているわけ。

宮澤委員

同じでしょ。その経過だけのこと、やっていることは同じですよ。範疇からすれば。だから、要するにどうですか、もうここでいろんな議論が出ているから、それをまとめられて、それぞれの案にそれ相当の財政的なこととか、それから工事的に可能なのかっていう、そういうようなところを確かめられて、今部会では、要するにそういうことをやられても結局井戸しかなかったって結論を竹内さん言っているわけですから、そこらへんのところで再度もう一度ここんとこで新しい水源っていう問題点でもう一回試算をしっかりと出させていただいて、それから前に進めるっていうことで、要するに新たな水源の問題以外ないと思うんですが。

宮地委員長

そうですね。新たな水源の問題。ただね、宮澤さん。ここで、この案でどうだという話がまとまっていない、まだ。だから試算と言いましてもね、そう簡単にはまだいかないわけですよ。だから、ちょっと時間掛かるかもわかりませんが、やはりここいろいろ難しい、他みたいにちょっと割り切れない。範囲が広いしね、それからやっぱり金額が何かやるとなると大きいですから、そういう意味で、いろんな手を考えないといかん。そうね、これとこれ、こういうことで試算をしてみようというふうにまだ話は私は具体的になって、

宮澤委員

結構です。委員長の。

宮地委員長

そこまでは至っていないような感じがしておるんですけども。

宮澤委員

結構です。

宮地委員長

ただ、時間的な問題がありますから、そんなにゆっくりしたことはまいいませんが、やっぱり角間がちょっととらえどころがないというのが私は実感だったんですけどもね、そのへんが難しい、やっぱり。難しいところが、困難さがはっきりしているからそれを乗り越えるのにはどうすりゃいいかっていう、これは全般の金の問題にもなってますんで。今のような単純な小型の利水ダムっていったって110億掛かるかとかいうのは、そう容易なことではない。やっぱり。

藤原委員

45m。提高45m。

高橋委員

それは大きいよ。それが大きすぎるんだよ。

宮地委員長

ちょっと大きな声で言ってくれない。だんだん何ですか。耳寄りな話だったらすぐ聞きますが。

植木委員

あのですね、今の話はこの報告書のですね、資料のところに「角間川で審議された主な利水代替案について」というの載ってるんです。この場合、農業用水の転換だとか、利水ダムだとか、河道外貯留だとか、そこで今利水ダムが言われてるのが110億で、高さが50mだというような、だからここが結構参考にはなるんですね。これを見ると、高社山の問題も全部含まれますからね。

宮地委員長

それは部会の報告。

植木委員

ええ、部会報告です。部会報告。部会報告の何ページですか、これ。別紙ですね、別紙。

宮地委員長

別紙の。

植木委員

この一覧を見るとですね、そこに課題も載っかってるし、なぜ却下されたかっていう話も載ってるんですね、一応ね。

宮地委員長

そういうのを、今度はそれをよく読んで、それは誰が拾うか。

確かにそう言えばそうでした。ここのいろんな問題でかなり詳しく書いてありますね。

植木委員

かなり詳しく書いてあります。

宮地委員長

この部会の報告っていうのは本当に一生懸命作ってくださったという感じがするんですが。新しい問題というのはなかなか出てこない。しかしそれだけに一長一短と申しましょうか、問題がそれぞれあって、はっきりしているのは治水のパラペットぐらいという実感なんです。

いかがでしょう。実は今日5時まで予定をしておるんですけども、休憩するなら休憩をいたしますけども、これで今日話が後進みますかね。

宮澤委員

進まないでしょ。

宮地委員長

あんなこと言っている。あなた午後から来ただけなのに。

石坂委員

でもね。

高橋委員

休憩しませんか。

宮地委員長

とにかくそれじゃあ10分ほど休憩しましょう。それで、ちょっとあっちの部屋でご相談でも

して、話をつなげたいと思います。

それじゃあ、今3時10分ですから20分ぐらいにしましょうか。ちょっと控え室でお休みくださって、雑談でもしながら方向を考えましょう。

(休憩)

田中治水・利水検討室長

それでは委員さんお集まりでございますので、休憩前に引き続いて審議の方をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。それではお待たせをいたしました。審議を再開いたします。

先ほどちょっと向こうで休憩の間にいろいろお話をしたんですが、一つは先ほどお願いした、まだ委員会としての意見ははっきり決まっておるわけではございませんけども、高社山の問題とか、それから利水ダム的小型のものと、そういう感じがございますが、そういうものについて少し試算をしていただこうと、こういうことが休憩前の議論であったと思います。それで、ぜひそのことを、特に高社山トンネルからの取水についてのいろいろな試算をしていただきたい。そういうことを強くお願いしておきたいと思います。

他にどうでしょう。実際に利水ダムっていうか、あそこに他の砂防か何かわかりませんが、何かの施設から水を取ろうとするといろんな問題があると思うんですが。高橋さんさっきそういうことを言っておられましたけど、どうぞ。

高橋委員

この部会報告でですね、先ほど竹内委員からも19ページにあるようにですね、の中に「広域的視野で地下水、表流水調査を継続的に実施」と。それから北陸新幹線のトンネルの湧水の問題等々が出ておりますので、私は委員会としてですね、現地を調査、水源の確保ができるかどうか調査をしたらどうかと。特に角間の河川と、それからトンネルの湧水について委員が現地調査をすると、可能かどうかを調査してくるというように提案したいんですが、いかがですか。

宮地委員長

なるほど。はい。

先ほどのこと真剣に考えますとね、ぜひわれわれが行ってからだいたい待ちますし、見るっていうことは必要だろうと思いますが、全員でないにしても、いろいろご都合もございましょうけれども、ちょっと日程を調整してそれをやりたいと思うんですが、いかがでしょう。検討室の方で考えていただけますか。

田中治水・利水検討室長

今、ちょっと急に聞いたお話ですが、いつごろ予定されておるんでしょう。そのへんは。

宮地委員長

つまり、なるべく早い時期がいい。5月の間にはぜひやらないといかんだろうという感じ。どうでしょう、高橋さん、そのへんは。

高橋委員

いいですよ。私はいいです。

宮地委員長

5月のまだこの次が、今月まだ2回ありますけれども、少なくとも5月の間にはそれを済まし

ておかないと話にならんとするんですが、どうでしょう。要するに、検討委員がもういっぺんあそこの角間の状況を見に行くということなんですが、だから半日あればどうですか。

高橋委員

いいじゃないですかね。

宮地委員長

だから、例えば午前中にそこを見に行き、午後委員会をやるということだっていないことではないですね。可能ならば。

田中治水・利水検討室長

次回が16日に予定しています。その後ぐらいがよろしいでしょうかね。

宮地委員長

そう、だから委員会、

田中治水・利水検討室長

ちょっと準備とかいろいろあるから。

宮地委員長

そうです。いろいろ準備がございましょうからね。だから委員の日程は大体わかってますよね。

田中治水・利水検討室長

はい。

宮地委員長

だから、それとにらみ合わせて、準備のことも考えて、このへんにどうだという話にしていたければ、

田中治水・利水検討室長

できれば日を決めていただければと思うんです。

宮地委員長

もう決めちゃいますか。いいですよ、別に。次回はあんまり。

松島(信)委員

この前の、県会があるので日程が16日に、

宮地委員長

16日になりました。

松島(信)委員

繰り上がりましたね。その最初の第1案の日は、日程はどうなんですか。

宮地委員長

始めに予定していた日に。

松島(信)委員  
20 幾日。

宮地委員長  
それは検討室が困るじゃないですか。県会があるから。

松島(信)委員  
検討室はだめですか。

宮地委員長  
つまり、これは委員だけ行けばいいですかね。やっぱり河川課の人もちょっと行ってもらった方がいいわけ。

石坂委員  
可能なら15日前に行っていただいてもいいんじゃないですか。可能なら。

高橋委員  
県会は16日はだめなんですか。

石坂委員  
19日から。

高橋委員  
16日はいいんじゃないんですか。

石坂委員  
ええ、いいですよ。

高橋委員  
16日にやればいいんじゃないですか。

高田委員  
16日、私はだめですね。

高橋委員  
まずいな。

高田委員  
17の土曜日とか。

石坂委員  
17でもいいです。

高橋委員  
土曜日でもいいですよ。

宮地委員長  
土曜日。

石坂委員

17日。

高橋委員

17の土曜日でもいいですよ。

宮地委員長

17日の土曜日に。

田中治水・利水検討室長

16日に委員会やって、17の午前中に。

宮地委員長

ああそうか、16日に部会をやりますので、

石坂委員

委員会ね。

宮地委員長

委員会を。その翌日の午前中というようなことで、そこはちょっと泊まることも考えていた  
だいて、どうです。

田中治水・利水検討室長

ご都合がよければ。

宮地委員長

むしろその方がやりやすいですね、きっと。

高田委員

希望を言わせていただきますと、16日は私ちょっと他のと競合していて出られませんので、

高橋委員

17日はいいんでしょう。

高田委員

17日午後だったらいいですけど、午前はちょっと厳しいです。

宮地委員長

16日の午前中は、厳しい。

石坂委員

17日だって。

高田委員

朝、ちょっと来れません。

宮地委員長  
17日はだめ。

石坂委員  
午後ならいい。

高田委員  
午後なら、朝出れば来れます。

宮地委員長  
午後まで待っているというのは何だね。

石坂委員  
じゃあ1班、2班なんて。

高田委員  
17日は朝一番早く出てきても10時長野着です。

石坂委員  
10時ね。10時長野着だそうです。

宮地委員長  
10時なら来れる。

高田委員  
ええ。

宮地委員長  
16日は、ああそうか、高田さんお休みなだね。10時ごろからなら、行くならいいね。そのくらいなら済むんじゃないですか。

高田委員  
17日は朝、

高橋委員  
16日を17日にすりゃどうなんだい。県会の人たちだめ。

石坂委員  
私はいいですけど、他の方。

宮地委員長  
委員会を17日にするってこと。

高橋委員  
午前中にやって、午後現地でもいいし。

石坂委員  
でも会場とかはもう。

宮地委員長  
会場もう決めたの。

石坂委員  
会場はだめでしょ。

高橋委員  
ちょっと土木やさんが行かないと、面倒だ。17でも。

石坂委員  
だから17日、10時発にすればいいんじゃないですか。17日の。

宮地委員長  
どうですか。やっぱりね、会場のことがありますので、やっぱり16日に委員会をやりまして、17日に高田さんが10時なら来れるとおっしゃるなら、10時から出ましようよ。どうですか。

高田委員  
いいですよ。

宮地委員長  
それが一番やりやすいと思うんですが。  
それで長野以外の方はちょっと申し訳ないがお泊まりいただいて、帰られても10時なら出てこられるかもわかりませんが。そのへんは臨機応変にどうでしょう。

松島(信)委員  
はい、いいと思います。

高田委員  
朝5時に起きて頑張ってきますから。

宮地委員長  
よろしゅうございますか。はい。

松島(貞)委員  
私17日都合悪いんで、23日に現地へ行ってくるんで、どなたか、私行きますので、

宮地委員長  
別に、なるほど。

松島(貞)委員  
案内してくれる職員の方、検討室の方。

田中治水・利水検討室長  
それとですね、17日、あるいは23日というお話ありますけども、ただ高社山トンネル見るということになると、鉄建公団さんにもちょっとお話して、ご案内といいますが、ただ勝手に入っていくわけにもいきませんので、そういったことで一応仮決定というか、

宮地委員長

そうか、はい、はい。

田中治水・利水検討室長

それでちょっと交渉させてというか、お願いさせていただいて、

宮地委員長

そうですね。

田中治水・利水検討室長

ご都合悪ければまたちょっとご相談しなければいけないかと思っているんですけど。

宮地委員長

そうですね、相手もあることだというのならば、

田中治水・利水検討室長

ええ、一応。

宮地委員長

とにかくやりたいということを中心にさせていただいて、それであるべく都合のいいようにアレンジしていただく。

田中治水・利水検討室長

はい、わかりました。

宮地委員長

そういうことで改めてご連絡する。少なくとも。

石坂委員

最悪トンネルの中までは行かれなくても、水出てる田んぼのところは誰でも行かれるんで、そこは見れると思います。最悪。

宮地委員長

そうか、行くところをよく見て、高社山のトンネルの中まで入るんですか。僕はダムの方かと思った。川の方。

高橋委員

中までは入らなくたっていいでしょう。

石坂委員

トンネルまで行かなくてもね。

宮地委員長

トンネルはいいですね。川の方ですな、問題は。そうでしょう。トンネルの方はどれだけ水が出るかということで済むわけですね。

石坂委員

あの田んぼのところに出てる。

宮地委員長

じゃあ、いいですね。

田中治水・利水検討室長

いずれにしても、

宮地委員長

高社山の方は中へ入らなくてもいいだろうと。

石坂委員

対応していただければそれでいいし。

宮地委員長

それでむしろ川の方のね、角間川の川の方の状況を見たいと。

田中治水・利水検討室長

川もですね、はい。

高田委員

高社山はそこまで行くこともないでしょう。

宮地委員長

ええ。だから、角間の川の方へ行けば、

高田委員

どんだけ出ているか。

田中治水・利水検討室長

じゃあ、トンネルはいいですか。

宮地委員長

トンネルはいい。

高田委員

水がどんだけ出ているかいうことは、

石坂委員

だから、トンネルのそばに水出ているところは誰でも行けるところなんで、向こうの許可がなくても見てもいいと思いますけど。

宮地委員長

そこまで行かんでもいいじゃない。

石坂委員

私、水見たい。

宮地委員長

今の話は要するに計算でしょ。高社山の話は。

高田委員

ええ、たくさん出ていることがわかれば。

田中治水・利水検討室長

そういうことであればだいぶ状況は違って来るかと思しますので。

公団さんのご都合というか、そういうことが特になければ、また話は違うかと思うんですけど、一応話はしたいと思ってますけれども。

宮地委員長

そうですね。はい。行くかもしれんと。

高田委員

トンネルの方は、県の方見てもらって、どれぐらい出ているかいうことを確認してもらうか、今、こだけたくさん出ているんだったら少々減っても、

高橋委員

田んぼへ出ているんだから、見えるって。

石坂委員

田んぼのところに出てるんで、すぐ行かれます。トンネルがすぐ見えますけど。はい。

宮地委員長

だから、問題はやっぱり、

石坂委員

だから、対応していただければそれでいいわけで、対応できないからといって見れないことはないということを申し上げただけです。

宮地委員長

ただ、どのくらい時間取っていいか。両方へ行くとかなり時間も掛かるでしょ。そのへん、任せましょうか。

高橋委員

お任せします。

宮地委員長

とにかくじゃあ計画を、

田中治水・利水検討室長

私もどで計画ちょっと立てまして、また委員長さま通じてご相談したいと思っておりますけども。

宮地委員長

そうですね。

これ全員出なくても行ける方ということにたぶんなるとは思いますですがね。見当として大体19日から県会があるんですか、石坂さん。

石坂委員  
そうです。

宮地委員長

それ以前に見たい。できれば。そういうことですね。ちょっと急なお願いで無理かもわかりませんが、ひとつご協力をいただきたいと思います。

はい、そうすると、

松島(貞)委員

もう一点お願いをしておきたいんですが、先ほどの利水堰っていうか利水・取水口という話でしたが、角間の資料を見ても、私も他のところで行った時に、必ず利水ダムっていうと、水道用水これだけ取るには何10万立方ためて、それから堆砂容量が30年の場合はこれ、50年の場合はこのくらいいるのでこれだけの高さになって、事業費が100億掛かるという話にずっとあって、それがじゃあ漏れたなっていう話になってきたんだけど、今意見が出ているような、1日、角間でいえば1万3千立方水を取るだけの5mなり20mぐらいの堰みたいなものを造ることは可能なのかどうかということも含めて、その場合の事業費は大体どのくらいになるのかっていうようなことは、ちょっと次回までに幹事会の方で出されたら出してみたいというように思うんですが。

今まで利水専用ダムっていう言い方をすると、堆砂容量の年数の問題、それから1日いくら水を取るにはこれだけの水をためにゃいかんというようなことで、これだけの大きさになるという、そういうふうになったんですが、今度は逆に、なるべくうんと小さなものでっていう提案があるんだけど、それは実際可能なのかっていうことも含めながら、こういうことなら考えられるっていうようなものを、もし現工法の中でどういうものが考えられるかっていうのをを出していただきたいと思います。

宮地委員長

ああ、そうですか。

それはつまりね、今言っていることはこういうことなんですが、中野が日に1万トンほしいと言う、それから山ノ内が3千トンほしいと言うんですね。それだけの水を確保するような最小限度の何か水ためみたいなものを考えたら、それは例えば今の場合に、場所がどうこうということもなしに言ってるわけですけども、それで何かお金の勘定が、厳密でなくてもいいけど、あるレベルのことが言えるのかどうかっていうことなんですがね、言えるかな、そんな。

松島(貞)委員

角間の場合のこの利水ダムの代替案見せてもらおうと、不特定用水63万立米、水道用水40万立米で103万立米ためるのが代替案の利水で、49から52mの高さで110億から130億掛かるっていう話になっちゃうのでだめだということになるんだけど、これ1万3千立方だけ1日に取水さえできればいいっていうようなもの考えられるかどうか。

宮地委員長

なるほど。どうですか。

高橋委員  
委員長。

おそらく県はそれはできないと思うんですよ。そういう仕事はないわけですから、県には。砂防とか多目的ダムの仕事はあったとしても、利水専用のダムっていう仕事は県にはないわけですから、おそらくそれは答弁できないと思うんですが、まず脱ダムだから、発想を変えていただい

てそれは対応しないとできないと思うんですよ。県にはそういう仕事はないわけですから。本来業務として。

宮地委員長  
本来業務としてない。

松島(貞)委員  
考えてみていただきたい。

高橋委員  
ですから答弁はできないと思いますよ。

宮地委員長  
そうですか。

高橋委員  
ですから、脱ダムに絡んで発想を変えていただいて、県の仕事以外のものを考えていただかないと案は出ないと思いますよ。そうでなければ、委員会で専門の人たちがいるわけですから、概略のものを作るという方がいいんじゃないですか。高田先生どうですか。

高田委員  
はい、そう思います。

高橋委員  
そうしないと、県では出ませんよ。そしてこれで結構ですとも言いませんよ。むしろ委員会としてこういうものを作るべきだという、

宮地委員長  
あ、そっちの方が先だっていうわけですね。

高橋委員  
そうしないと、

宮地委員長  
ああ、そうですか、はい。おっしゃっていることわかりました。松島委員、よろしい。やっぱりこちらが考え方をこうこうしてほしいということをはっきりさせた後の方がいいということですね。わかりました。それはまた、ですから、

高橋委員  
どうですか、私の言っていること、間違ってますか。ちょっと聞いてください。

宮地委員長  
いや、いいんじゃないですか、高橋さん。それはね、私たちがこう考えてやった時にどういう反応があるかということなんで。ただ、今これからわれわれが言っていることは、今までの部会で出ていた議論とはだいぶ違うということだけはちょっと言っておかないかんですが。ですから、今の費用の試算の話はちょっと後ほどにします。

それで、やはり現地を見たいということと、それから高社山の方の水を1万3千 m<sup>3</sup>/日ぐらい引っ張る。そしたらどのくらい金が掛かるか。それは勘定はできると思うんですが、そういうこ

とをお願いしたい。よろしゅうございましょうか。

高橋委員

そうだと思いますね。

宮地委員長

はい、それじゃそういうことで。ちょっとまだこれは本当に、たぶん聞いておられる方も、角間はどこへ行くだろうかと思っておられるかもわかりませんが、もう時間もございませんから、できるだけ努力をしたいと思っております。

そうすると、本日は議論すべきことは大体終わったんじゃないかと、これ以上時間を掛けないと出てこないことがありますんで終了した方がよろしいかと思うんですが、どうですか。

はい、すいません。宮澤さん。

宮澤委員

委員長。いいですか。

私ちょっと遅れてきて、まことに申し訳なかったんですが、流域協議会のこと、けさご説明があったということ。今、休憩時間にお話を承ったんですが、ちょっと幹事会の方に確認をさせていただきたいんですが、要するに今新聞も全部読まさせていただきましたが、この砥川・浅川について、県の治水対策本部の案を治水・利水対策の実現に向けて書いてありますけど、これいつごろ出すことで、新聞には7月について書いてありますが、これは治水・利水両案をまとめて7月に出すというふうに理解してよろしいんでございますか。

事務局

検討室ですけれども、治水対策について現在示され、浅川と砥川について、治水対策について現在示すのは河川の改修計画だけを示す予定です。これは先ほども説明しましたように、流域協議会が発足し次第、河川改修計画については説明すると。今後ですね、残りの20%についての流域対策については7月に示せるということになっております。利水対策については、今いつ示すというものがちょっと決まっておりますので。

宮澤委員

わかりました。

事務局

申し訳ありません。利水対策については今のところ、いつの時期に示せるかというのは未定でございます。お願いいたします。

宮澤委員

委員長。

宮地委員長

はい。

宮澤委員

河川法の河川整備計画を作ってこれからいくわけだと思うんですが、その中での流域協議会というものの位置付けはどういうふうにあるのか、もう一回ちょっと明確にさせていただきたいと思っております。

河川計画を作る上で住民の意見を聞けということで、流域住民の意見を聞くようにということで河川計画整備法の中には書いてあるけど、それとこの流域協議会のメンバーとの整合性という

か、それはどういうふうにするわけでしょうか。

幹事（河川課）

河川課です。

流域協議会というのは、例えば今浅川で考えているのは、浅川流域の関係の流域、関係する住民の皆さまに集まっていたいろいろご意見をいただくという、そういう場でございます。整備計画というのはもう少し広い範囲の、例えば長野圏域といいますか、もう少し浅川他いくつかの河川を合わせた整備計画というものを作ると、こういう位置付けになっておりまして、その整備計画の中でも住民の意見を聴取をすると、こういうかたちになっております。したがって、当然この流域協議会もその整備計画における住民意見聴取の一つの方法というふうを考えております。

宮澤委員

はい。委員長。

流域協議会に出席した人たちは、それでは要するに流域住民の一つの意見というふうに取り取っていただけると、そういうことでいいわけですね。

幹事（河川課）

そういうことでいいかと思えます。

宮澤委員

それでも一つですが、検討委員会を作る時に、部会の意見を聴取するというところの検討委員会の存在のことについての話が出た時に、河川法の中での位置付けがどこになるかという話が出たと思いますが、その中で部会の意見を聞いたり、ここの意見というのは学識経験者の意見を聞いたり、それから流域住民の意見を聞くというふうになっていたと思いますが、それとまたこの流域協議会とはまた違うんですか。

幹事（河川課）

そういうかたちで、いくつかの整備計画の中に位置付けられている住民の意見を聞く場、それから学識経験者の意見を聞く場というようなものもございますし、もちろんこの検討委員会、部会での意見というものもあるわけでありまして、そういうものを総合的に聞いていくという一つの場というふうにお考えいただければというように思いますけれども。

宮澤委員

委員長。

そうすると、検討委員会で、例えばダムが必要ないというふうになって原案を作って、協議会のところへなった時に、協議会の方では違う結論が出てきたというかたちになったら、この検討委員会の部会審議とかそういうようなものはどうなるんですか。

石坂委員

そのへんずっと議論したんですけどね。繰り返しになってますけどね。

宮澤委員

すいません。ちょっとそれだけ私わからなかったものでそれを教えていただきたいなと思ったんですが。それともう一つ流域協議会は、それじゃ、後でそれは教えていただきます。流域協議会はメンバーは誰が指名するんですか。

石坂委員  
応募した人全員。

宮地委員長  
いや、ご覧のとおり、

石坂委員  
参加希望型全員です。

宮地委員長  
広く参加を募り、応募者全員を会員として登録する。

宮澤委員  
それじゃ、全員ですか。

石坂委員  
そうです。全員です。

宮澤委員  
全員。

宮地委員長  
セレクトしないんです。そういう考え方のようです。

宮澤委員  
そうすると、流域協議会っていうのは。

宮地委員長  
そうです。

宮澤委員  
そうすると、公聴会とはどこ違うんですか。

石坂委員  
公聴会とは全然違うんじゃない。

宮澤委員

公聴会の位置付けと、私は河川法の上での立場だけ聞いてるんです。河川法の、要するに住民の意思、河川計画を作る時にどういうふうな位置付けをするのかっていうことがわからないもんですから。私どもが検討委員会で審議していくことは、これは現法との兼ね合いのことについては検討委員会ですから、これは私問題ないと思うんです。自分たちのそれぞれの意見を多に出し合うことでそれは解決されると思いますけど。河川整備計画は、これは国の法律に基づいて設置されるものですから、これについては委員会でのやりとりとは違う問題だと思うんです。そのところが明確にちょっとしていただきたいなと思うんですが。

幹事（河川課）  
ちょっと、よろしいですか。

宮地委員長  
どうぞ。

幹事（河川課）

河川整備計画の中では必ずしも公聴会というかたちでは決められているわけではありません。住民意見を反映をするというので、一つの方法として公聴会というものがあるということでございます。

宮澤委員  
委員長。

そうすると今のこの流域協議会というのが、要するに今までの住民の意思をまとめるのに相当するというふうに、今の答弁は理解してよろしゅうございますか。

幹事（河川課）

今言ったように、浅川の場合には浅川流域だけのものがございますので、浅川の計画についてはこれが一つの住民意見の反映になるというふうに考えております。

宮澤委員  
委員長。

そうすると、要するに治水計画と利水計画はセットで出ていかないと、なかなかそれぞれ別々では議論がそれぞれの部会の審議でもそうでしたけれど、一体にして出ていくような努力をしなければいけないんじゃないですか。

宮地委員長  
どうぞ。はい。  
その点はそうですね。

高橋委員  
さっきその話もしたんだけど、

石坂委員

それは、さっき私がお意見言いましたように、まとまってすべて説明するっていうんじゃなくて、できたところから丁寧にこまめにやってくださいということの一環で始めていただくわけですから、全部できるまで待っているという話になっちゃうと、また全然議論が逆戻りになってしまいうんで、改修計画からでもとにかくまとまったところから、どんどん固まりきったものでない素案を示していただいて、住民参加でどんどん前向きな提案や意見も言っていただく、その一環として早めにスタートしていただくっていうことは別にいいと思いますけど。

幹事（食品環境水道課）  
いいですか。

宮地委員長  
どうぞ。

石坂委員  
なんか議論の繰り返しになっているような気がするんです。

宮地委員長

ちょっと繰り返しになっています。午前中、幹事会の方でも当然そういう全体的なことはお考えだろうと私は思っておりますですからね。どうですか。

幹事（食品環境水道課）

水道系の小松ですが、利水部分については、暫時市町村さんと協議したりして具体的なものを作っていきたいというふうに思います。

宮地委員長

そうですね。

幹事（食品環境水道課）

まだ、この表の中でいつ、どの段階でということはちょっと言えませんが。

宮澤委員

委員長。

原案作成は市町村と話をしていくのは結構ですが、その枠から今出てきた流域協議会の話をしているわけでしょう。そのことについての、今は答えになってないような気がしますが。

宮地委員長

宮澤委員ね、流域協議会これから立ち上げるわけです。ですから、その段階でどういうものを示すか、いろいろ私はあると思っておりますが。

宮澤委員

委員長。

宮地委員長

はい。

宮澤委員

これはね、検討委員会の中で論議するポイントじゃないと思うんですよ。流域協議会、別な組織ですから。

宮地委員長

ただね。

宮澤委員

ですから、幹事会の方に聞いてるんです。

宮地委員長

ただそうじゃなくて、流域協議会をぜひ作れと言ったのは検討委員会なんです。

石坂委員

そうです。

宮地委員長

そうなんです。だから、われわれはちゃんと関心があるわけです。つまり、いろんな河川の例えば清川につきましてね、

宮澤委員  
委員長。

提案することは私ども治水・利水検討委員会がしますけれど、それを結論をして、そしてやるのは県なんですから、県がこういう制度を作ったわけですから、その中で質問が今出ているわけですから。

宮地委員長  
ああ、そうですか。はい。

宮澤委員  
そういうふうに理解していただけませんか。私は決してこれがいけないとかいいとか言っているんじゃないんですよ。具体的にどうするのかっていうことを聞いているんです。

宮地委員長  
そうか、これは、

石坂委員  
でも、いけないって言っているんじゃないですか。

宮地委員長  
検討室が返事をしたから検討室が答えると言ってるわけですね。

事務局  
利水対策についてですね、同時に示すべきではないかと、治水と利水を同時に示すべきではないかというご質問ですけれども、治水対策について特に緊急を要するというところで、その中でも現在できている河川改修案からまず示して議論を始めようということを考えておりますので、あとは、できるだけ後を追っかけて急いでですね、利水対策についてもでき次第示していきたいと考えております。

宮地委員長  
宮澤委員どうですか。

宮澤委員  
要するに、私が今申し上げているのは、河川法の中での河川整備計画をこれから作っていくわけですね。そして県はやっぱりそれを待っている住民の皆さんに早く示して、そして早く大綱案を出していくっていうことは、これはやっぱりやらなければならないことなわけですね。そういう法律の中に基づいた中で行われてる段階に今、検討委員会から移ってるわけですよ。その中で具体的にどういうふうにしていくかっていうことをやっぱりしっかりと早めに出していかないと、やっぱりトータル的に今までわれわれは審議をしてきました。だからトータル的なものをやっぱり出していかないと、いつまでたっても、論議じゃなくて、いいんですよ、ダムが必要ないって言ったら、ダムが必要ないなりきの案を作って、そして住民にそうやって具体的にやればいいんですよ。そういう案を、具体的にそういうような状況になってきたら、そこらへんのところをしっかりとやるように、具体的に法律に基づいて早く方法を進めていかなければならぬんですから、だから私はいっしょくたに出さなければ、先ほど砥川の例は出しましたですけど、砥川の時にも水と、それからあれは一体だから、この市町村長さんたちは部会の域からちっとも出てないっていう話をしているわけでしょう。そういうことが具体的には早く出していかねばならないんじゃないのかっていうことが私の心にあるもんですから、この質問をしたわけです。

いいです。それは今の状況では皆さん方の中で答えられないという状況でしょうから、これはこういうことですが、私の言わんとしていることは、河川計画、河川法における河川整備計画をいつごろまでに、それぞれの河川でもってやっていくのかというようなこともやっぱり明確にこれから出てこないとまずいんじゃないだろうかなというふうに思うからであります。以上です。

石坂委員

なんかでも、矛盾しているんじゃないですか。言っていること。

宮地委員長

はい。わかりました。

はい。竹内さん何か。

竹内委員

その他で一点だけ始めから言おうと思って、一点だけお聞きしたいんですけど。今ちょっと関連しますが、浅川、砥川に関してですね、いわゆるこの間の新聞報道を見ていまして、流域対策は7月だと。それで、とりあえず早く河川改修が既存止まっているわけですから、早く何とかしなきゃいかんということで、河川改修が先に出されたということになるわけですけども、その真意をちょっと聞きたいんですけど、これは私なりに解釈すればですね、来年度から河川改修を実施したいという、今まで答弁とか言われてきた。ということは、国に対する概算要求を、今住民の皆さんの理解を得て出さなければ間に合わない、という判断で今回の措置を取ったのか、そのへんのところですね。ですから、いわゆる今までの論議でいきますと、国土交通省の絡みでいきますと、全体の流域対策を含めた中で数値的な裏付けとかそういうものをですね、2割の部分についてセットでないとなかなか認可は難しいだろうというふうに私自身は見てたんですけども、そのへんのところは見通しはどんなふうにしてですね、今回対応されているのかどうかお聞かせいただけますか。

ですから、要するに河川改修だけ先行することで認可を取りたいということなんですけど、認可、その部分だけで取れるのかどうかという事です。ですから、協議を先に引き延ばして、とりあえずは国の方のいわゆる来年度からの概算要求に間に合うように何とか受付だけしときたいということなのかどうか。そのへんの率直なところお聞きしたいんですけど。

幹事（河川課）

早急に河川対策、つまり治水対策を実施していきたいと。できるだけ早く、浅川・砥川につきましても実施していきたいというのが一つございまして、そのためには、先ほど来出ております、河川整備計画を立てる必要があるということでございます。その河川整備計画を立てるには、先ほど出てます住民意見ですとか、そういうものを手続きが必要になってくるということでありますので、その河川整備計画を策定するためにも、できるだけ早くこういったかたちで、住民意見を聞く中で計画を策定していきたいということでございます。

竹内委員

そうすると整理しますと、いいですか。2割の部分はセットにならなくても国の方は河川の改修計画だけで認可になるという、そういう見通しを立てて動いてるっていうことでいいわけですか。

幹事（河川課）

いや、そういうことではございません。やはり、今の2割部分も含めたものが必要というふうには考えております。

宮地委員長

たいがい、そうですね。

竹内委員

そうすると、先ほど申しあげましたように、とりあえず概算要求の関係もあるんで、動き出してここでおかないと、来年度スタートということは間に合わないという判断でやられているという解釈でいいですね。

幹事（河川課）

概算要求というと、直接絡むかどうかということがあるんですけれども、いずれにしても早急に河川整備計画を策定、作る必要があるということでございます。

竹内委員

はい。なんかちょっとわからないな。

藤原委員

とにかく早急にやらにゃあいかんってことですよ。

石坂委員

議論できることから始めた。

宮地委員長

河川整備計画を立てるためにできるだけ早く手のつくところからやろうというのが真意のような感じが私はいたしますけども、確かに、住民としてあるいはどっかとして、最終的にオッケーというのは全体の計画がはっきりした段階になるだろうと思いますが。結局やれることをやっておくということは必要ですよ。

これは、ですから宮澤委員おっしゃられるように、流域協議会の話ですから、検討委員会の話とちょっと違うわけですけども、いろいろわれわれが作ると言った委員会がうまく機能するようという意見だろうと思いますけども。そういうふうに理解をしたらどうでしょうか。

他によるしゅうございますか。

はい。それではちょっと1時間早うございますけどもやめまして、その代り今度は現地を見に行くことも加わりますので、それもお考えおきをいただきたい。急に注文を出して申し訳ありませんでしたけども、ひとつよろしくご配慮をお願いします。

以上で審議は終わりましたが、何か他にご意見、何か他のことでも結構でございますがおっしゃることございませうか。ないようでしたら、次の委員会のことをはっきりとですね、16日かな。

田中治水・利水検討室長

それでは次回ですが、5月16日の金曜日、場所は百景苑ということをお願いしたいと思いません。

宮地委員長

百景苑。

田中治水・利水検討室長

午前10時からということで、夕方は5時ということをお願いしたいと思いません。

宮地委員長

はい。それではそういうことで、この16日にはたぶん現地調査が付け加わると思っていたきたい。詳細は後ほどご連絡をいたしますということでございます。

それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印